

氷見バイパス関連遺跡調査報告 I

—山 崎 城 跡—

—阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群—



1992年3月

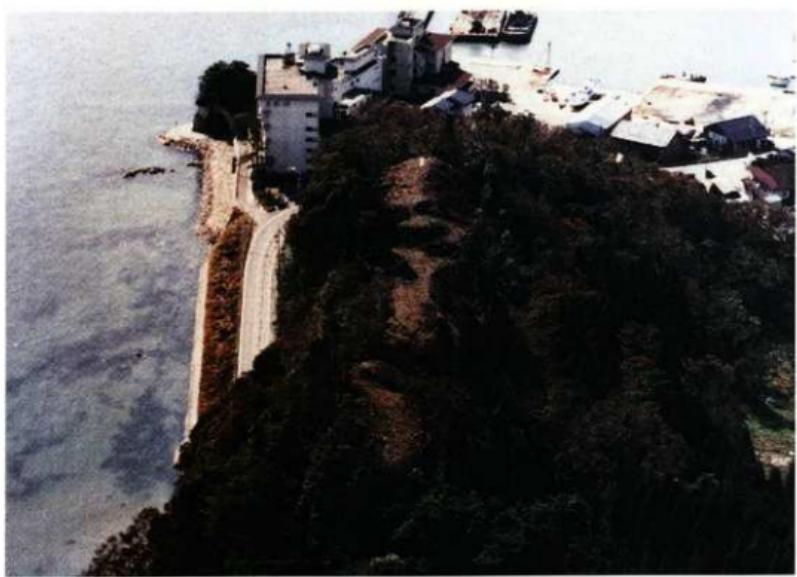
氷見市教育委員会



山崎城跡周辺空中写真



山崎城跡（右）と阿尾城跡（北東から）



山崎城跡遠景（北から）

氷見バイパス関連遺跡調査報告 I

—山崎城跡—

—阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群—

1992年3月

氷見市教育委員会

例　　言

- 1 本書は、平成3年度に実施した、富山県氷見市阿尾字瀬戸ヶ谷内所在の山崎城跡の発掘調査と、阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群の実測調査の報告である。
- 2 調査は、一般国道160号氷見バイパスの建設工事に先立ち、建設省北陸地方建設局富山工事事務所の委託を受けて、氷見市教育委員会が実施した。
- 3 調査事務局は、氷見市教育委員会生涯学習課に置き、課長代理 島 勝彦・主任 坊 美代子・社会教育主事 浦 勇仁が調査事を担当し、課長 丸山久敷が統括した。また係長 坂本男蔵・主事 高野弘文の協力を得た。
- 4 調査は、氷見市立博物館学芸員（生涯学習課兼務）大野 実と氷見市教育委員会生涯学習課学芸員 鈴木瑞應が担当した。
- 5 調査参加者は、以下の通りである。

発掘作業：三矢恵京・上野正一・伊藤美治・小島信義・沢井正雄・浜本清作・沢田誠悦・菅田富美子・沢井きみ・坂口愛子・田中すみ・二崎きみ・松原秀子・山本ヨシエ・戸田久美子・沢井とし・山崎嘉代子・城下米子・栗 正次・中村哲夫・荒光藤一・松沢次吉・坂田武雄・水谷良三・栗 来子・中村すみ子・栗 一枝・中村よつゑ・坂田かずい・船山かず・船山久枝・中村かず子・高 一男・鳥内好三・鳥内政次・向 春子・梅本修作

遺物整理：三矢恵京・伊藤文代・栗山寿美

- 6 本書の編集・執筆は、大野 実・鈴木瑞應が担当し、執筆分担は目次に記した。
- 7 調査および本書の作成にあたって、以下の機関・個人から指導・協力をいただいた。記して感謝申し上げる（順不同・敬称略）。

富山県教育委員会文化課・富山県埋蔵文化財センター・氷見市文化財審議会・金沢市立図書館・富山県立図書館・新湊市立図書館・高樹会・富山美術館・建設省高岡国道維持出張所・高岡 勘（越中史壇会会員）・宇野隆夫（富山大学助教授）・小境卓治（氷見市立博物館主任学芸員）・田中清一（氷見市文化財審議委員）・太田久夫（高岡市立中央図書館館長）・長谷川 孝徳（石川県立歴史博物館学芸員）・野積正吉（新湊市教育委員会学芸員）・三島智明（新湊市立図書館司書）・開兵太郎（氷見市立博物館友の会会員）・城下善樹（地元）・野村義夫（地元）

- 8 出土遺物と調査にかかわる資料は、全て氷見市立博物館が保管・管理している。

目 次

第1章 調査に至る経緯と経過	(大野 実)	1
第2章 遺跡の環境	2	
第1節 遺跡の地理的環境	(大野 実)	2
第2節 遺跡の歴史的環境	(鈴木瑞麿)	2
第3章 山崎城跡発掘調査の成果	(大野 実)	6
第1節 調査の概要	6	
第2節 繩張り	6	
第3節 遺構	9	
第4節 遺物	16	
第4章 阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群実測調査の成果	(大野 実)	19
第1節 調査前の知見	19	
第2節 実測調査の成果	19	
第3節 小結	19	
第5章 水見地域の海浜道について	(鈴木瑞麿)	23
第1節 はじめに	23	
第2節 海浜道 伏木より水見町まで	23	
第3節 海浜道 水見町から能登境まで	28	
第4節 蔵田村領八幡について	33	
第6章 山崎城について	(大野 実)	43

卷首図版

卷首図版1 山崎城跡空中写真

卷首図版2 山崎城跡遠景

図版20 海浜道（1）

図版21 海浜道（2）

図版22 海浜道（3）

図 版

図版1 遺跡空中写真

1 山崎城跡で見かけた生物たち 3

図版2 遺跡遠景（1）

2 山崎城跡と周辺の遺跡 5

図版3 遺跡遠景（2）

3 山崎城要図 7

図版4 作業風景

4 植出遺構と遺物出土位置 10

図版5 遺跡全景（1）

5 虎口平面測量図 11

図版6 遺跡全景（2）

6 堀切1断面図 12

図版7 A部

7 堀切2断面図 13

図版8 堀切1

8 堀切3断面図 14

図版9 遺構・虎口

9 堀切4断面図 15

図版10 堀切2

10 遺物実測図（1） 17

図版11 堀切3

11 遺物実測図（2） 18

図版12 C部・堀切5、4

12 阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴の位置 20

図版13 堀切4

13 阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴実測図 21

図版14 堀切4・遺跡全景

14 水見地域の海浜道（南部） 25

図版15 遺物（1）

15 水見地域の海浜道（北部） 26

図版16 遺物（2）

16 射水郡加納村兵衛組蘇田村領往来道附替

奉願繪圖（文化6年） 32

図版17 横穴（1）

17 射水郡布施湖邊分間繪圖（部分・享和元年） 36

図版18 横穴（2）

18 文化6年蘇田村領新道等復元図 36

図版19 横穴（3）

19 南北朝時代の文獻にみえる城郭・地名 44

図 目 次

第1章 調査に至る経緯と経過

水見市教育委員会は、一般国道160号水見バイパスに係わる埋蔵文化財について、昭和61・63年度に行った分布調査、及び平成元・2年度に行った試掘調査の結果に基づき、阿尾島尾A遺跡・阿尾島尾A遺跡・三角山城跡・山崎城跡・阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群の5ヵ所の遺跡の本調査^註を予定した。

このうち、阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群については、すでに消滅した可能性が高く、また断崖に立地し、周囲が落石防止ネットで覆われているため、踏査が不可能であり、発掘調査については保留扱いとした。

したがって、残り4ヵ所の遺跡のうち、用地買収のほぼ終了している阿尾島尾A遺跡から本調査を開始することに決定した。

阿尾島尾A遺跡4,600m²は、平成2年度に1,700m²を調査し、今年度は残り2,900m²を完了させる予定で、平成3年5月10日から調査を開始した。

ところが、6月29日朝の集中豪雨により、山崎城跡の所在する丘陵の東側斜面が幅約20mにわたって崩壊し、国道が通行不能になる被害となった。崩壊現場は復旧前のち片側交互通行となつたが、7月22日になって建設省から、この丘陵がバイパス建設で土取りされる予定であるため、用地未買地区の地権者の了解を得て、斜面を安全な角度まで削り、のり面を設定する復旧工事を行いたいという知らせを受けた。

この復旧工事区域には、山崎城跡調査予定地区全域が含まれるため、水見市教育委員会では阿尾島尾A遺跡の調査を、市道阿尾4号線東側1,600m²の地区の終了をもって中断し、8月下旬から山崎城跡の調査に移ることに決定した。

山崎城跡の調査は、建設省の樹木伐採・片付け作業が遅れたため、9月17日から取りかかり、11月29日をもって終了し、12月に若干の補足調査を行った。調査面積は3,500m²である。

一方、同じ丘陵斜面に位置する阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群については、山崎城跡調査中にもその確認に努めたが、12月の段階でその存在を確認することができず、ひとまず本調査の対象から除外した。そして建設省及び工事施工業者と、工事期間中に遺構を発見したら、その時点で調査に対応することを申し合わせた。

その結果、平成4年2月5日に業者から建設省を通して穴を見つかったとの知らせがあり、現地に急行したところ、古墳時代の横穴1基が認められた。この横穴はすでに開口し、床面まで露出していたため、翌2月6日に実測だけを行い調査を終了した。2月末日の段階で発見の横穴は、この1基のみである。

註

水見市教育委員会 1990 「一般国道160号水見バイパス埋蔵文化財試掘調査報告I」

水見市教育委員会 1991 「一般国道160号水見バイパス埋蔵文化財試掘調査報告II」

第2章 遺跡の環境

第1節 遺跡の地理的環境

氷見市は富山県の北西部に位置し、能登半島の基部東側にある。市域は、市の南西方面にそびえる標高637mの宝達山を起点として、北東方面にのびる宝達丘陵と、東方面にのびる二上丘陵の、二つの丘陵にとり囲まれた一帯である。宝達丘陵は、氷見市と石川県との境をなしながら石動山に至り、これより石動山丘陵となって崎山半島を走り、海岸線に達している。一方二上丘陵は、氷見市と西砺波郡福岡町・高岡市との境界線をなして、次第に低くなりながら海老坂峰に達し、ここからは二上山となって、その先端は海岸に急斜している。

氷見市は、これらの丘陵から派生する小丘陵により、西条・十三谷・上庄谷・余川谷・八代谷・灘浦の六つの区域に分けられる。また、市の東側は富山湾に面し、約20kmの海岸線の、北半分は断崖、南半分は砂丘である。

山崎城跡と阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群は、八代谷を流れる阿尾川河口左岸の海岸に面した丘陵に所在する。丘陵はほぼ南北に向き、標高37~51m、平野との比高30~44mを測り、その地質は新第三紀鮮新世氷見累層蔽蔽シルト層である。

丘陵の現状は山林であり、西側斜面は阿尾地区の共同墓地として、墓石が点在する。丘陵の南から東にかけては一般国道160号が通り、また西側の谷には市道阿尾・蔽蔽線が通り、丘陵下には八幡トンネルが穿たれている。トンネル南からは林道神主線が西に分岐し、阿尾森林公園の入口になっている。分岐点東側の墓地入口階段脇は、火葬場跡地である。

また近年丘陵周辺では温泉が噴出し、旅館・民宿が立ち並び、観光客で賑わっている。

丘陵の樹木は、スギが大部分を占め、マツの他ヤマザクラ・ヤマツバキなどもみられる。調査のために伐採した樹木の年輪を調べたところ、大半は30~50年であり、100年を越えるものはなかった。

発掘調査中目撃した鳥類は、アオサギ・トビ・カモメ・ハシボソガラスであり、丘陵西側斜面の樹にはトビの巣が確認された。

この他、獣類ではモグラ・タヌキ（地元ではムジナという）の生活痕が確認され、両生類ではクロサンショウウオ、爬虫類ではシマヘビ・マムシを目撃した。

第2節 遺跡の歴史的環境

周辺の遺跡として、まず縄文時代では、阿尾川河口から海岸線を北に2km行ったところに、泊洞穴遺跡がある。ここからは、縄文早・前期と推定される男性の人骨が出土している。¹⁾

また、阿尾より南の余川川河口から2km内陸部に入った標高13mの地点に福積後池遺跡があり、ここから縄文前期前葉の土器片が出土した。²⁾

次に、弥生時代終末期から古墳時代初めにかけては、阿尾城跡と城跡北側の畠地にある阿尾遺跡から土器が出土している。³⁾



①	②
③	④
⑤	⑥
⑦	

- ① クロサンショウウオ
- ② カラスの群れ
- ③ 工事中見つかったタヌキの巣穴
- ④ A 部のタヌキのため築
- ⑤ トンビの巣
- ⑥ ヤマザクラ
- ⑦ モグラの通ったあと

第1図 山崎城跡で見かけた生物たち

古墳時代では、13基以上と推測される指崎向山古墳群があり、昭和24年に発掘された13号墳からの出土遺物として、直刀1・碧玉製管玉9・須恵器甕1・須恵器甕約10があり、木棺・碇床も確認された。⁵⁾

6世紀後半から7世紀にかけての遺跡としては、阿尾城山横穴群と阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群があり、前者は4基以上確認され、金環・刀子・須恵器提瓶・須恵器甕・鉄鋤残欠が出土している。⁶⁾

古代の遺跡としては、阿尾島田A遺跡があり、昭和49年び園場整備に伴い、須恵器・土師器が出土しているが、今回一般国道160号バイパス建設工事に先立つ調査として、平成2年より本調査を行っている阿尾島尾A遺跡から奈良時代の須恵器・土師器が多数出土している。阿尾島尾A遺跡の北側の北八代地区には、延喜式内社の箭代神社が鎮座している。⁷⁾

また、阿尾は、氷見から能登への三街道「荒山道」「石動山道」「海浜道」の分岐点にあたり、軍事面でも重要な位置にあったことから、中世には、阿尾城跡・山崎城跡・八代城跡・稻積城跡・三角山城跡の多くの城・砦が築かれた。八代城・三角山城は南北朝・阿尾城・山崎城は戦国期の城として文献にあらわされるが、その実詳細については不明であった。阿尾城跡については、平成元年度からの3年間の試掘調査により、伝二の丸地区より、土師器小皿・珠洲壺・鉢・越前壺・中国製青磁皿・中國製染付小皿等の出土をみた。⁸⁾

稻積城跡は、以前より城跡伝承地とされてきたが、平成3年11月22日に高岡徹氏と氷見市教育委員会の踏査により中世の城跡と確認された。

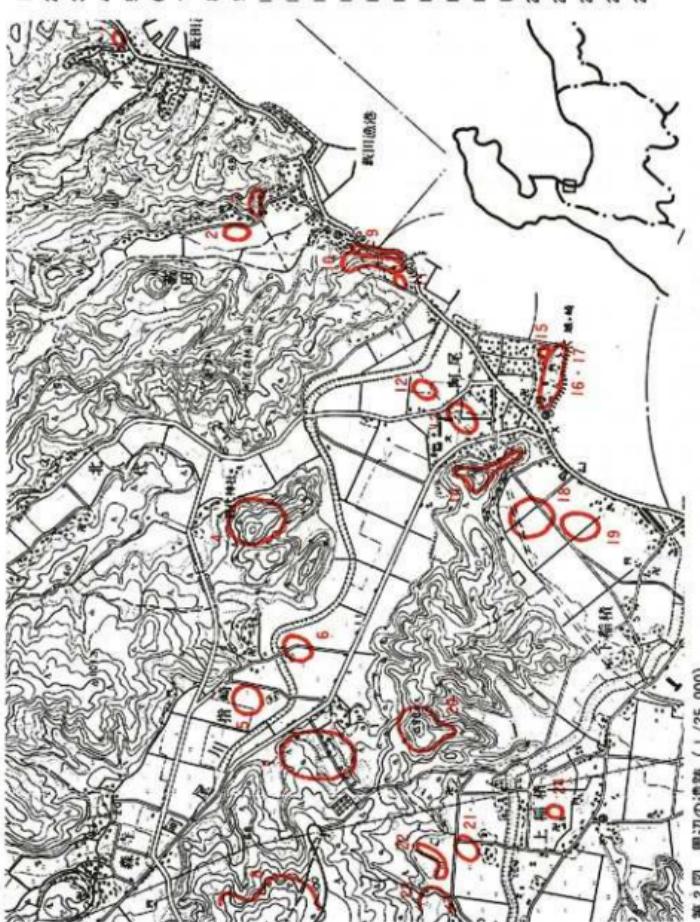
註

- 1) 小片 保・加藤克知・六反田篤 1989 「富山県氷見市泊洞穴から出土した人骨の形質について」『人類学雑誌』97号
- 2) 大野 実 1990 「余川川流域の遺跡資料」『氷見市立博物館年報』第8号
- 3) 氷見市教育委員会が平成元年度からの3年間の試掘調査を実施、平成4年度に報告の予定
- 4) 氷見高校歴史クラブ 1964 「富山県氷見地方考古学遺跡と遺物」
- 5) 註4文献
- 6) 註4文献
- 7) 氷見市教育委員会 1990 「一般国道160号氷見バイパス埋蔵文化財試掘調査報告I」
氷見市教育委員会 1991 「一般国道160号氷見バイパス埋蔵文化財試掘調査報告II」
- 8) 平成4年度に報告の予定

参考文献

- 氷見市史編修委員会 1963 『氷見市史』
氷見市立博物館・氷見市教育委員会 1983 『氷見市遺跡地図』

- 1 泊河穴(縄文)
 2 木田遺跡(縄文～奈良・平安)
 3 素田聚落跡(縄文・中世)古墳・中世
 4 八代城跡(中世)
 5 指崎反田遺跡(奈良・平安)
 6 指崎前田遺跡(奈良・平安)
 7 指崎向山古墳群(古墳)
 8 海老瀬城跡(古墳)
 9 阿尾島戸ヶ谷内櫛六群(古墳)
 10 山崎城跡(中世)
 11 阿尾島戸ヶ谷内櫛跡(縄文・中世・近世)
 12 阿尾島戸 B遺跡(縄文・古代・近世)
 13 阿尾島戸 A遺跡(縄文・古代・中世・近世)
 14 三角山城跡(中世)
 15 阿尾島遺跡(弥生末・古墳)
 16 阿尾島山櫛六群(古墳)
 17 阿尾島遺跡(弥生末・古墳)
 18 阿尾島 A遺跡(縄文・古代・中世)
 19 阿尾島田 B遺跡(中世)
 20 椎崎城跡(中世)
 21 椎崎西ヶ谷内櫛跡(古墳・古代)
 22 椎崎後山櫛跡(縄文・古代)
 23 余川側ケ谷内櫛跡(奈良・平安)
 24 椎崎前田遺跡(縄文・古墳・古代)



第2図 周辺の遺跡 (1/25,000)

第3章 山崎城跡発掘調査の成果

第1節 調査の概要

第1章に記した通り、今回の発掘調査の直接の原因は、災害復旧工事であるため、調査を行うにあたり、いくつかの制限があった。

まず、新たな災害の発生を防ぐため、国道と民家の迫る東・北斜面の保全に努めたことである。したがって、この斜面の樹木の伐採は行わず、また各堀切底部に設定したトレーニングは、それぞれ西・南半分のみの発掘とし、東・北半分は現状のまま留めた。

また、調査区域はほとんど用地未買収であるため、伐採した樹木や発掘調査で生じた土の調査区外への搬出路が確保できず、これらは丘陵西・南斜面に流し落とした。

調査は、建設省による樹木の伐採・処理が終了したのち、9月17日に開始した。

まず、調査区全体の清掃を行い、平面図作成のための空中撮影をしたのち、表土剥ぎに取りかかった。その後遺構・遺物の検出に努め、最後に城郭以前の遺跡の有無を確認するために断ち割りを行い、11月29日に調査を終了した。この後12月に、主として調査区外の縄張り調査を続行した。

第2節 縄張り

発掘調査以前の知見として、山崎城の縄張りについて記述する。なお、縄張り図の表記は基本的に千田嘉博氏の例に従った。¹⁾

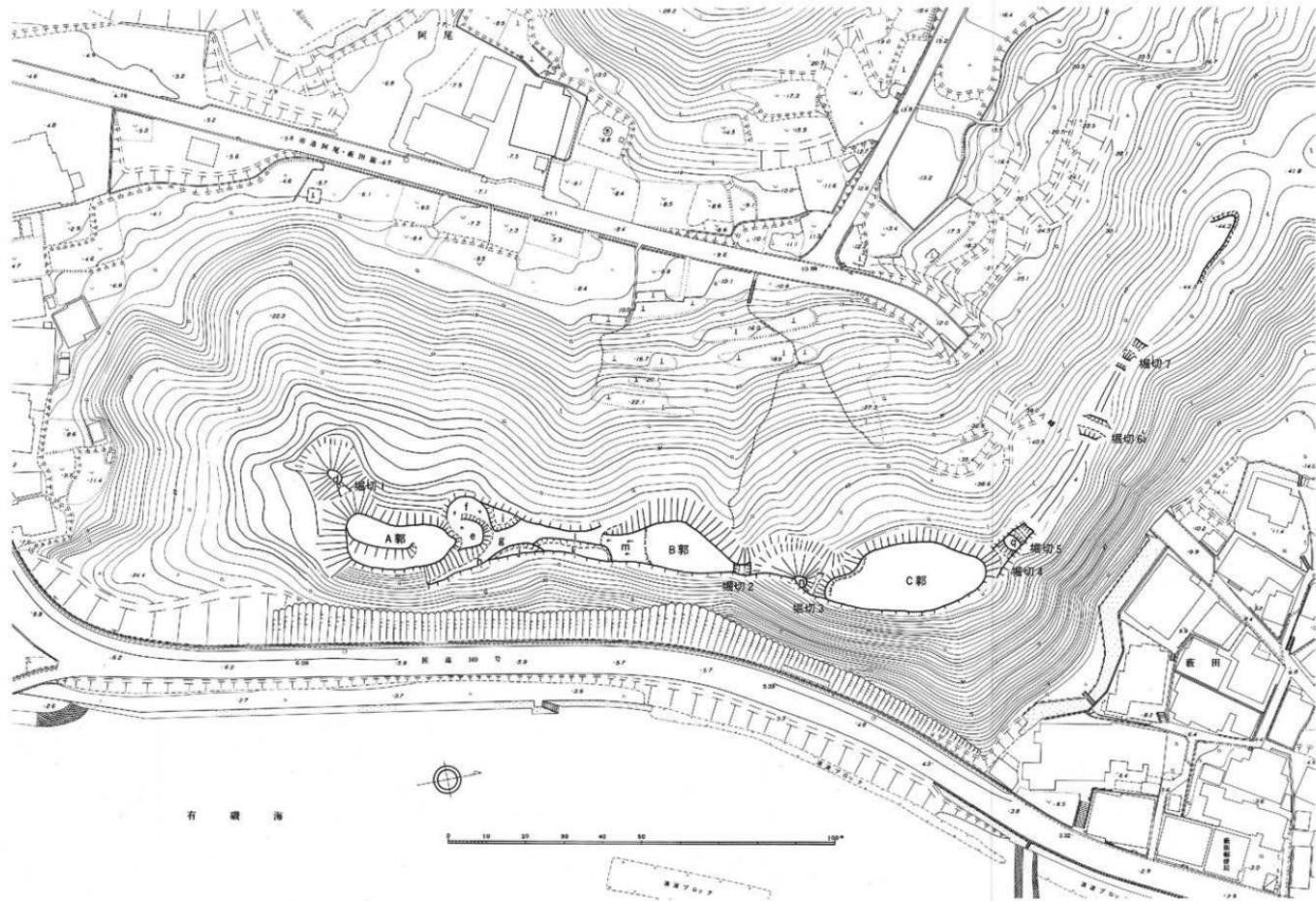
山崎城は南北約250m、東西約110mの範囲の丘陵尾根、延べ約300mにわたって築かれている。標高は37~51mであり、西側の谷との比高は30~44mを測る。この丘陵は、東・北斜面が急峻で自然の防御となるのに対して、西・南斜面が比較的緩やかである。したがってこの部分には人工的な急斜面を造り出し、防御している。

郭と推定する平坦地は、南側からA・B・Cの三ヵ所認められ、これらを堀切・人工的な急斜面・カットなどにより防御している。なお、土塁・石垣は確認していない。

A郭は、標高約44mの地点に位置し、南北29m、東西11mを測る。平坦地の南側約2/3は東に向けて傾斜し、二段になっている。東側は急峻な自然斜面であり、北側に虎口、西側に比高4mの人工急斜面、南側に比高9mの人工急斜面、南西に堀切1が配置され、防御されている。A郭からは、阿尾城跡・唐島・永見市街、さらには伏木方面まで見通すことができる。

堀切1は、A郭南西の尾根を上幅9m・下幅2mで断ち切ったものである。A郭と堀底の比高は4mを測り、d地点との比高は0.7mである。d地点は標高41.5mを最高に甲状になり、山崎城南端の防御となっている。

虎口はA郭の北側に設けられ、g→f→eを通ってA郭に至る仕組みになっている。gとeの比高は3.5mであるが、西側に段差0.9mのカットiが効果的に造られているため、g→e間の比高は4m以上になっている。eとA郭の比高は0.7mである。また、e地点は単なる通路で



第3図 山崎城要図 (1/1,000)

はなく、北側に対して格子状になっているのも特徴的である。hは幅約1~2mで虎口とA郭の一部を取り巻いている。

虎口とB郭の間は、馬の背状の尾根であるが、段差1mのカットjと段差0.5mのカットkにより、1の部分で幅2mに狭められている。

B郭は、標高約42mの地点に位置し、南北23m、東西13mを測る。東側は急峻な自然斜面、西側は人工急斜面であり、南側は1に向けて緩やかな斜面mになっている。郭北半からは東に向って細くなり、北側は堀切2になる。B郭は、A郭とC郭のつなぎの郭であろう。

堀切2は、B郭北側の尾根を上幅4.5m・下幅1.5mで断ち切ったものである。堀の深さ自体は1mと浅いものであるが、北側は標高47.2mのn地点を最高に甲状になるため、比高差約7mとなる。また西側は摺鉢状になり、5m以上の落差となる。

C郭は、標高約51mの地点に位置し、南北40m、東西20mを測り、山崎城跡の最高地点にある。面積も平坦地のなかで最も広い。東側と北側は急峻な自然斜面、西側は人工急斜面であり、南側に堀切3、北東に堀切4が配置される。

堀切3は、C郭南側の尾根を上幅6.5m・下幅1.5mで断ち切ったものである。堀底とn地点との比高は2m、堀底とC郭との比高は4.5mである。また西側は堀切2と同じく摺鉢状になっており、3m以上の落差になっている。

堀切4は、C郭北西の尾根を上幅7.5m・下幅1mで断ち切ったものである。堀底とC郭との比高は4m、堀底とq地点との比高は2mである。

q地点から先は、調査区域外である。

堀切5は、q地点の西側の尾根を上幅4.5m・下幅1mで断ち切ったものである。深さは0.5mと比較的浅い。

堀切6は、堀切5から約29mの地点に上幅5m・下幅2mで尾根を断ち切ったものである。深さは東側で2.3m、西側で1.7mである。

堀切7は、堀切6から約14mの地点に上幅5m・下幅1mで尾根を断ち切ったものである。深さは東側で1.5m、西側で1mである。なお2m東側に0.5mの段がある。

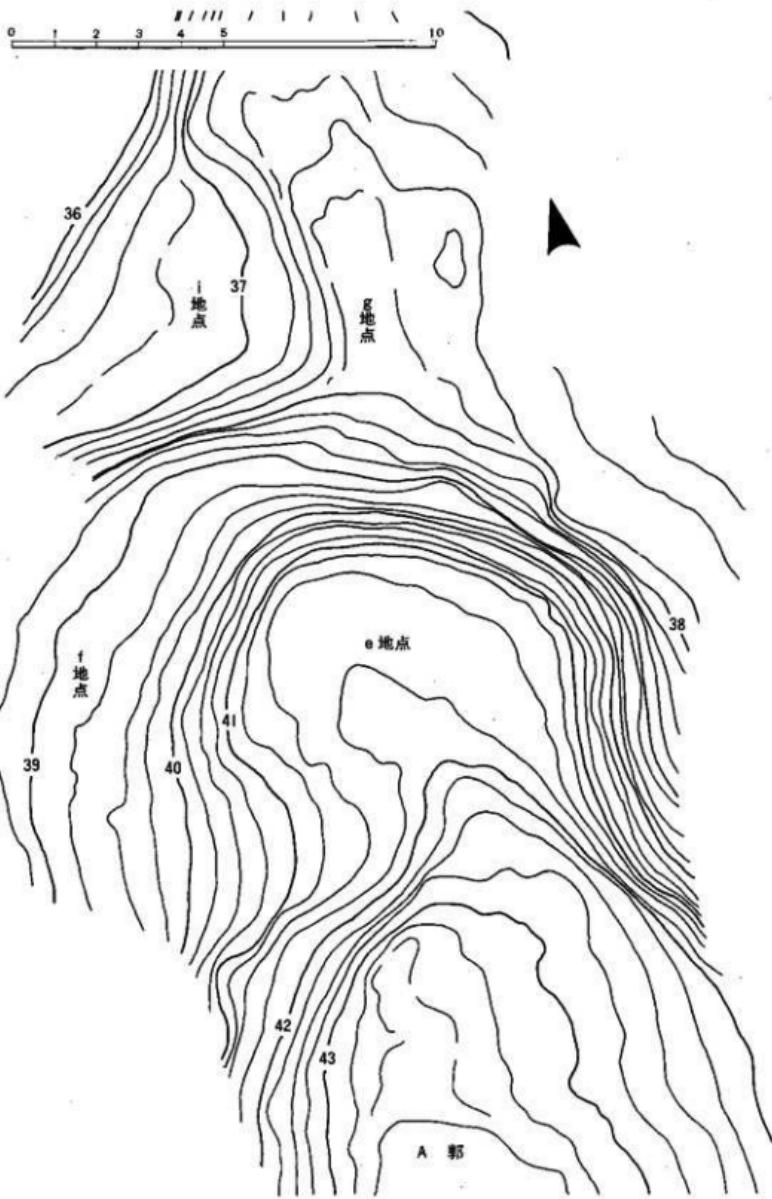
また、堀切7の西側約41mの地点に高さ1.5mの段があり、これが網張りの西端と考えられる。

第3節 遺構

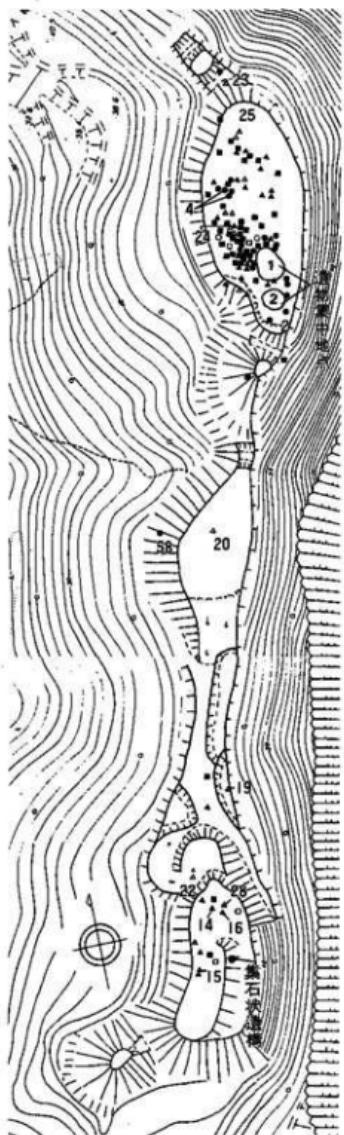
今回発掘調査を実施した範囲は、堀切1から堀切4までであり、山崎城の大部分を占める。

丘陵尾根ということもあり土層の堆積は薄く、A・C郭と各堀切底部を除いた地点では、表土を剥ぐだけで地山のシルト質岩盤が露出した。一方A・C郭は、戦前まで畑として利用されており、表土と岩盤の間に、赤褐色粘質土が10~30cm、灰色シルト質土が30~90cm堆積している。

検出した遺構は、時期不明の集石状遺構のみである。また各堀切底部には、土層確認のためのトレンチを設定した。



第4図 虎口部分平面図



遺物集中地点1 出土遺物(破片数)

▲: 10、●: 16、○: 2、■: 9、△: 1

遺物集中地点2 出土遺物(破片数)

▲: 5、●: 29、○: 1、△: 1

左図の番号は、第10・11図に対応する。

ただし、第10・11図の1・3・17・18・21・26・27は遺物集中地点1から、同じく2・5・6・8・9・10・11・12・13は遺物集中地点2から出土した。

▲: 中世土師器

●: 珠洲

○: 近世越中瀬戸

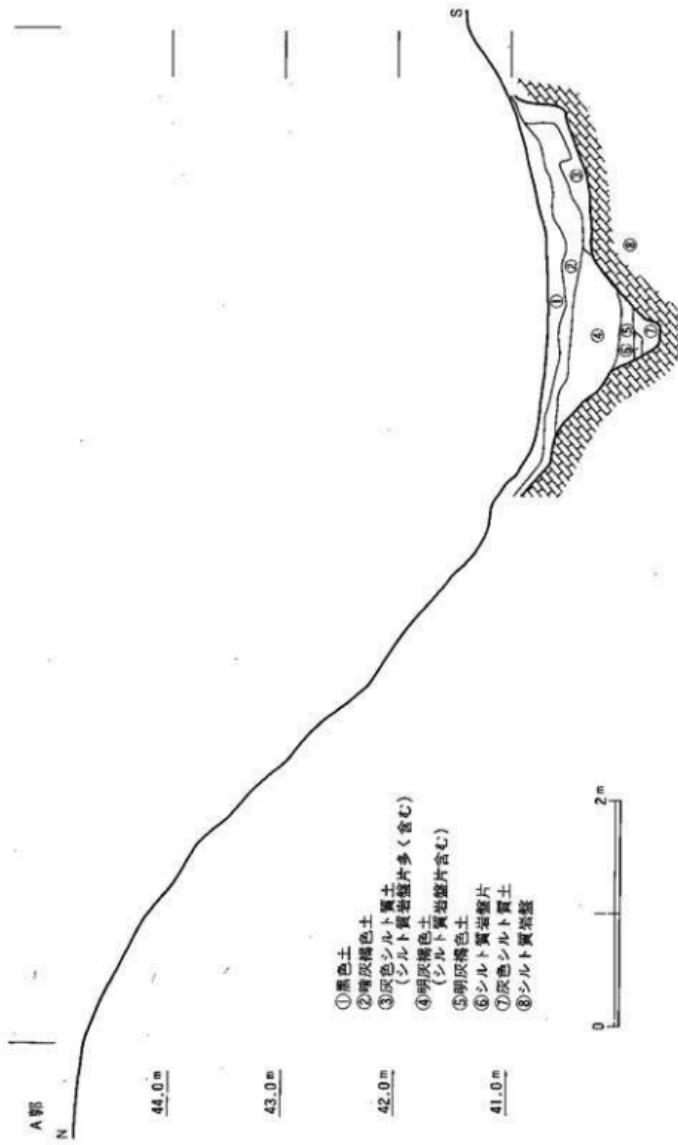
■: その他近世以降の陶磁器

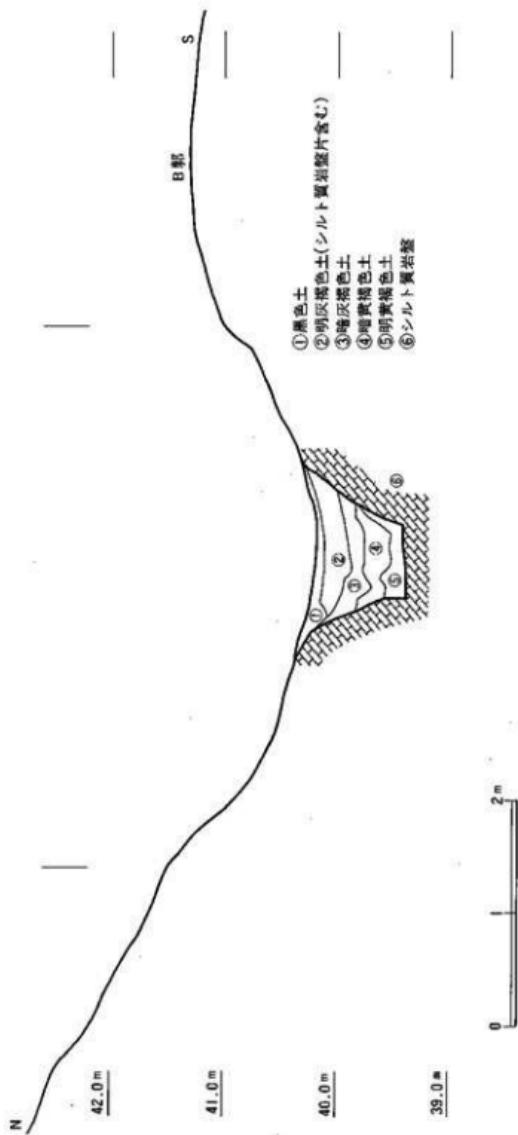
△: 金属製品

□: その他

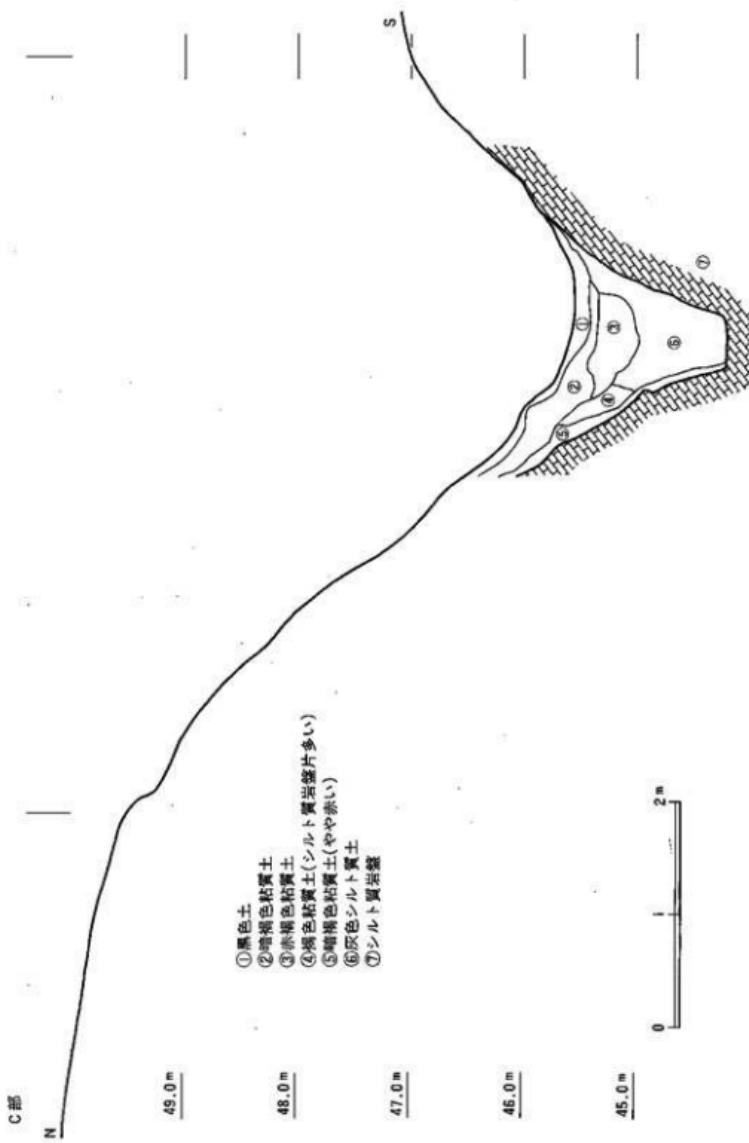


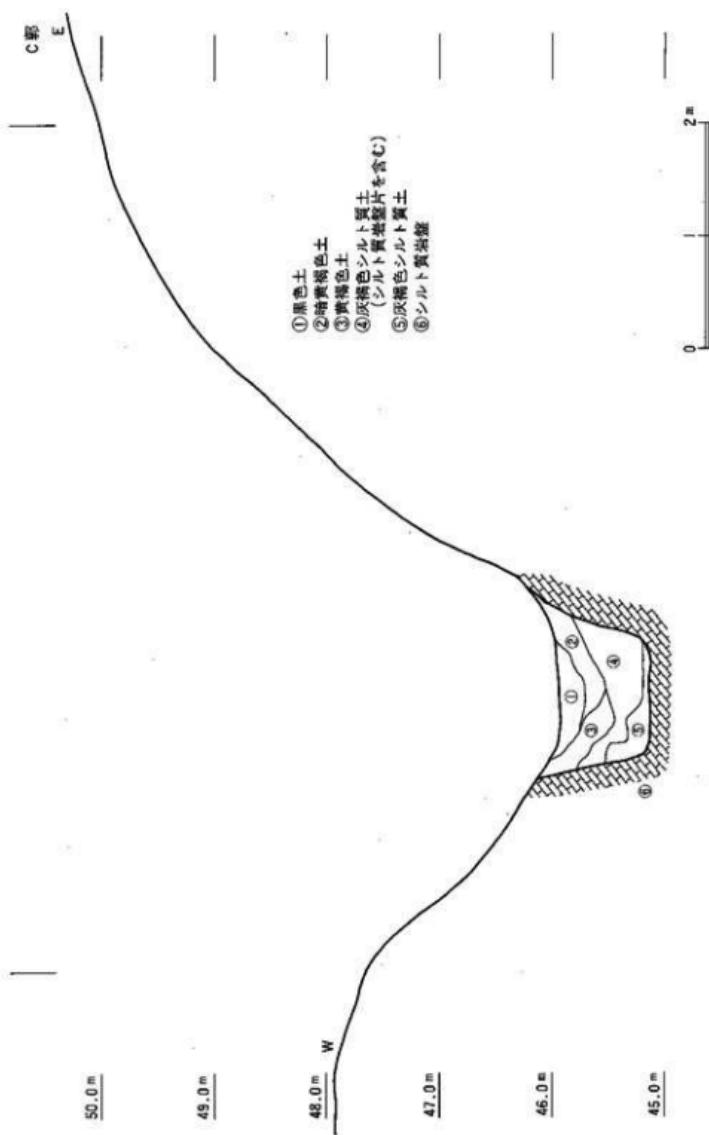
第5図 遺物出土位置 (1/1,000) と遺構実測図 (1/16)





第7図 塙切2断面実測図 (1/50)





第9図 埋切4断面実測図 (1/50)

集石状造構は、A郭の中央東側に確認した。1m×1mの範囲に拳大の河原石を敷きつめたものである。赤褐色粘質土層中の造構であり、耕作のため広い範囲にわたったものが破壊された可能性もある。造構からの遺物の出土はなく時期は不明であるが、耕作には関係ないものであるため、城郭に関連したものであろう。

次に、堀切1～4についてであるが、各底部に設定したトレントの断面を観察したところ、いずれも地山岩盤を割り貫いて造られていることが判明した。底部地表面から発掘調査により検出した堀切底までの深さは、堀切1で1.0m、堀切2で0.8m、堀切3で1.4m、堀切4で0.8mを測り、縄張り調査の成果よりもそれだけ堀が深いことになる。

第4節 遺物

出土した遺物は全部で188片であり、土器のほとんどは細片である。内訳は中世土師器46片、中世珠洲63片、近世越中瀬戸6片、その他近世以降の陶磁器53片、金属製品17片、その他3片である。出土地点は、ほとんどがC平坦地周辺であり、特にその東南部に集中している。

これらの遺物のうち、28点を図示した。

1～13は中世珠洲である。ほとんどが胎土に白砂粒と海綿骨片を含み、焼成良好で青灰色を呈す。

1は壺又は瓶の口縁部であり、口径は10cmである。

2・3は、大甕の口縁部であり、両者とも胎土に海綿骨片は含まない。

4～6は、鉢である。口縁端面がほぼ水平で、外方へ引く。4は口径16cmを測り、胎土に砂粒・海綿骨片を含まない。焼成やや不良で黄褐色を呈す。内面に牡丹の花の押し型のある特殊製品である。

7～13は、壺の胴部である。10・12は胎土に砂粒・海綿骨片を含まない。

14・15は、中世土師器小皿であり、共に灯明皿として使用されたものである。14は口径11cmで、胎土に海綿骨片を含む。15は口径10cmで、胎土に雲母・白砂粒を含む。共に焼成良好で、黄褐色を呈す。

16～18は、近世越中瀬戸である。16はすり鉢、17・18は茶入れか。いずれも鉄軸がかかる。

19は刃渡り9.6cmの刀子である。茎に鞘の木質が残存する。

20は、鉄製の鍔である。直径4.8cm、厚さ3mmを測り、茎孔の長さは1.3cmである。

21・22は、鉄製の釘である。21の断面は1.3×0.6cmであり、鎧の可能性もある。22は長さ7.2cm、断面は0.7×0.7cmである。

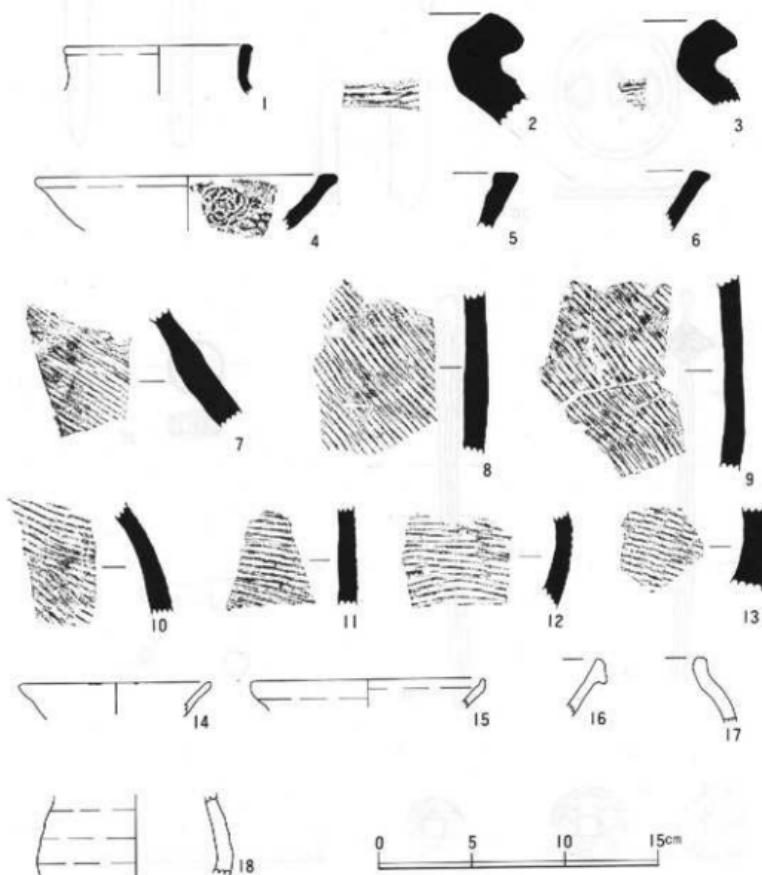
23～25は、銅製の簪である。23は全長13.9cmを測り、銀メッキを施す。薦紋をあしらい、耳搔きがつく。

27・28は寛永通寶である。27は直徑2.8cm、28は直徑2.2cmである。

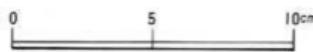
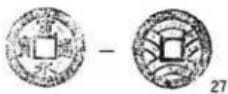
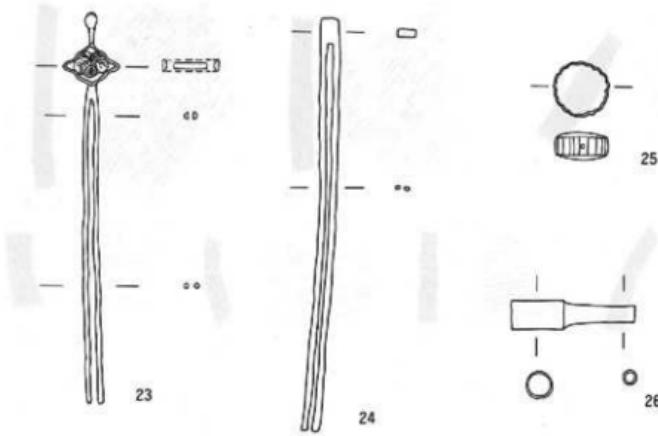
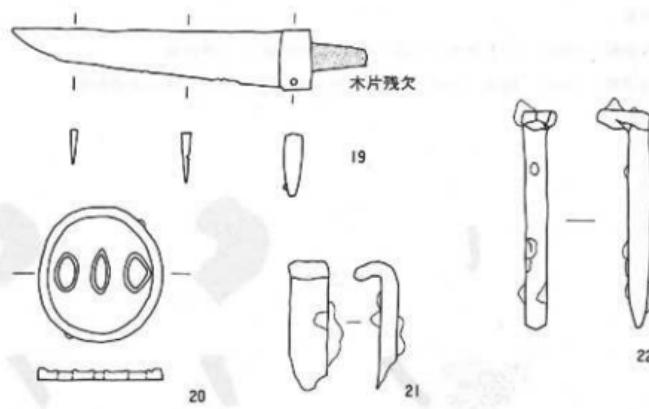
以上の遺物のうち、珠洲は吉岡編年第IV期（14世紀）のものと思われる。²⁾

註

- 1) 千田嘉博 1991 「中世城館網張り調査の意義と方法」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集
- 2) 吉岡康暢 1989 『日本海域の土器・陶磁 [中世編]』六興出版
- 吉岡康暢 1989 「総論 珠洲古陶」「珠洲の名陶」珠洲市立珠洲焼資料館



第10図 遺物実測図(I) (1 / 3)



第11図 遺物実測図(2) (1 / 2)

第4章 阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群実測調査の成果

第1節 調査前の知見

阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群については、氷見高校歴史クラブが、過去に調査を行っている。¹⁾

この調査によれば、本横穴群は丘陵の南東・南・西側中腹に所在したが、すでにほとんどが破壊され、調査当時で1基しか確認できなかったという。

氷見高校が確認した横穴は、南東に向けて開口し、玄室長1.8m・玄室幅2.0m・玄室高1.1m・羨道長0.4m・羨道幅0.8mを測る、ドーム型のものである。氷見高校の図面によれば、山崎城跡のC郭の東側斜面に位置すると思われる、標高は27mである。

この第1号横穴からは、後から投げ込まれたと思われる人骨が2体出土し、他に遺物は無かったという。

また氷見高校の図面には、この他に二ヵ所の横穴の所在が記されているが、これらは実際に踏査したものではなく、周囲の地形や地元での聞き取りなどによって存在を想定できた横穴であろう。

このように本横穴群は、昭和38年の段階で、すでにほとんどが崩壊あるいは破壊されていたものと思われる。

第2節 実測調査の成果

今回発見した横穴は、上記の三基の横穴からさらに位置が南側に寄るために、新たな横穴と考え、第4号横穴とした。

第4号横穴は、山崎城跡南側の畠の東斜面の標高22mに位置し、南東方向に開口する。周囲の地形から判断して、玄室と羨道は完存していると思われ、その全長は3.9mである。

玄室は長さ2.8m・幅2.5m・高さ1.7mを測り、平面形は長方形、立面形はアーチ型である。床面周囲から羨道にかけて、幅約10cm・深さ約3cmの排水溝が巡り、床面は約4°の角度で緩やかに羨道方向に傾く。天井中央が南北方向に段になっているが、これは亀裂状に壁面から床面まで繋ぎ、自然の作用によるものと思われる。床面中央の溝も、この天井の段に沿ったものであり、ここからしたたる水滴によって、穿たれたものであろう。

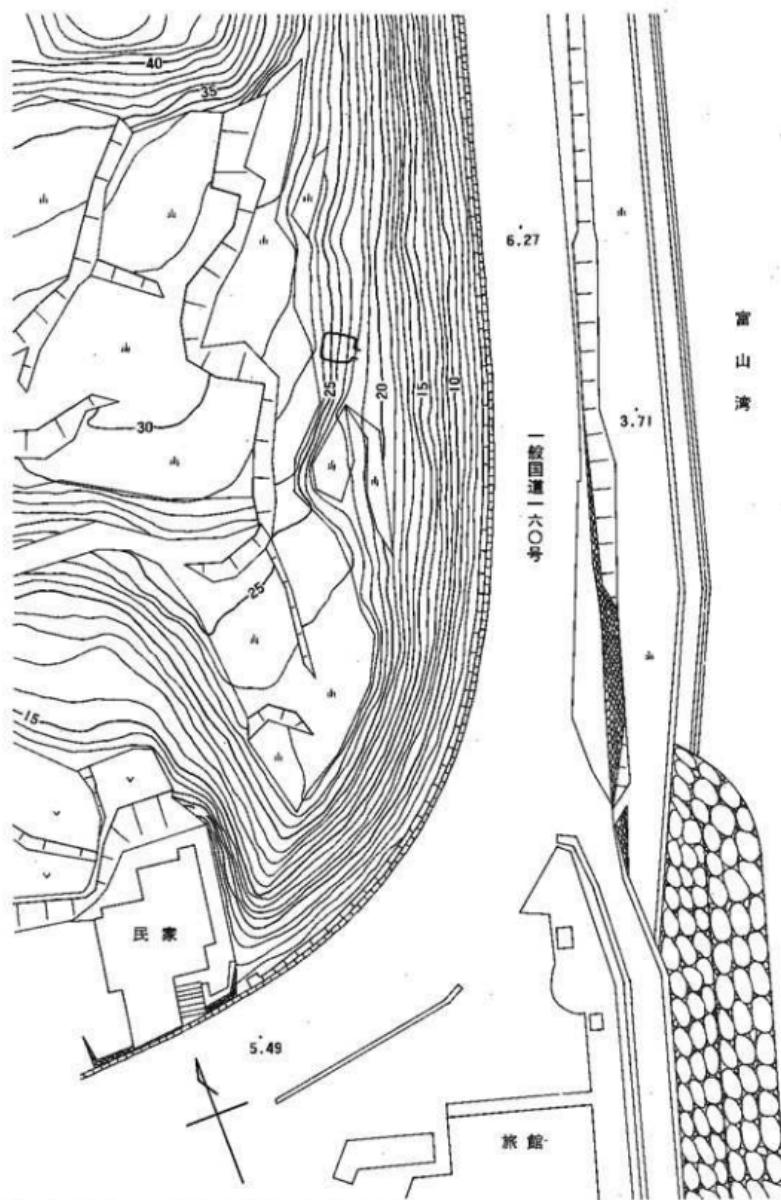
羨道は、玄室中央からやや南に寄っており、長さ1.1m・幅0.7m・高さ1.3mを測る。玄室から0.5mのところに天井から壁面上半にかけて幅15cm・深さ5cmの溝が穿たれている。排水溝は羨道途中で途切れる。

また羨道入口の上部には、半円状の装飾が刻まれている。

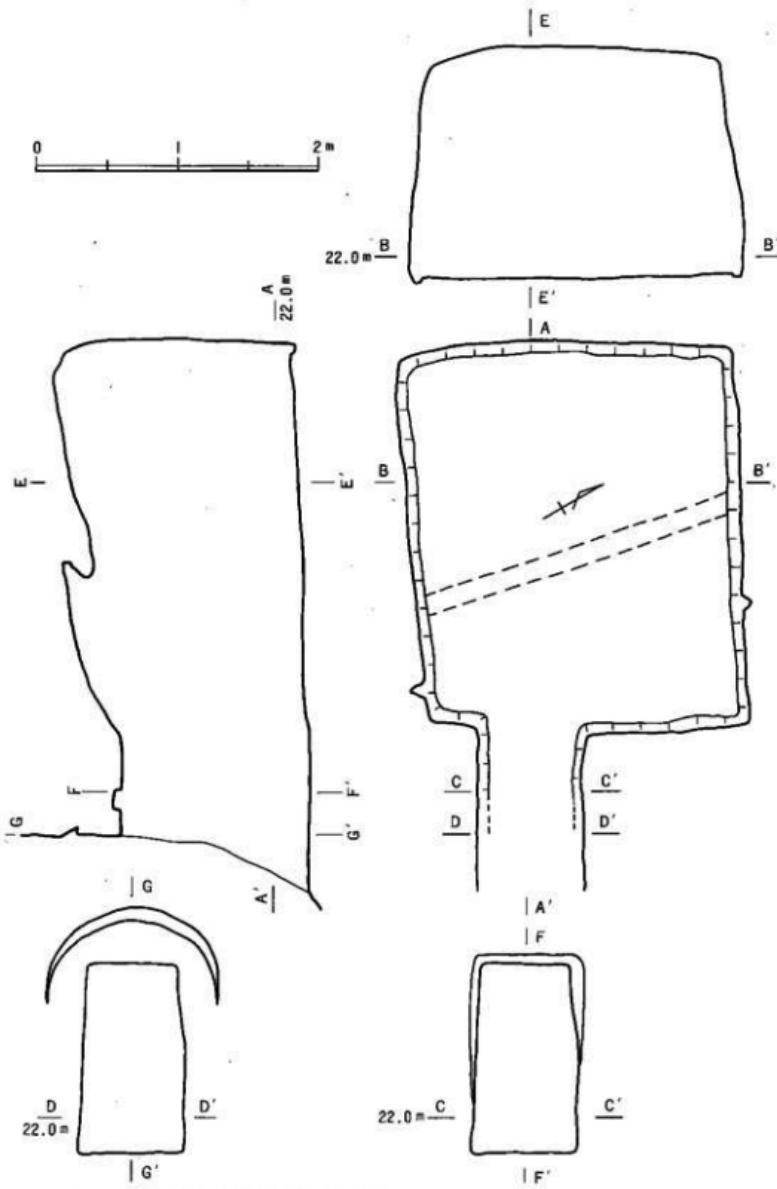
第3節 小結

第4号横穴は、羨道部の溝の造作から、ここに木の板をはめこんで閉塞されていたものと思われる。したがっていずれかの時点で自然に開口し、遺物などが持ち去られたのであろう。

現在の地形では横穴群は断崖に立地しているが、第5章に示した文化6年の「射水郡加納村



第12図 阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴の位置 (1/500)



第13図 阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴実測図 (1/40)

兵衛組蔽田村領往来道附替奉願絵図』によれば、横穴付近には畠地があり、現在より容易に登ることができたと思われる。あるいは畠の耕作者が、作物や道具の置き場所として横穴を利用していたのかもしれない。

なお、北陸の代表的な横穴群である石川県加賀市法皇山横穴群について、田嶋明人氏はその築造企画の検討に際して高麗尺を使用し、それが横穴平面プランにはほぼ一致するため、横穴築造に際して高麗尺が使用された可能性が高いことを明らかにしている。²⁾ここで1高麗尺を35.5cmとして阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴の平面形にあてはめると、玄室長8尺・玄室幅7尺・羨道長3尺・羨道幅2尺にはほぼ一致する。このことから、第4号横穴は高麗尺を用いて築造された可能性が高い。

以上のように、阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群で現在ある程度内容の把握できるものは、第1号・第4号横穴の2基のみであり、伝わる遺物もない。

本横穴群から海岸線を北に3.7kmのところに所在する脇方横穴群について、筆者はアーチ型とドーム型の形態の違いを時間差と考え、前者が後者に先行すると推測した。³⁾また本横穴群のすぐ北側の丘陵に所在する蔽田薬師横穴群では、出土遺物からドーム型の第3号横穴が7世紀前半、アーチ型の第2号横穴が7世紀後半～8世紀前半と考えられている。⁴⁾いずれの形態が先行するかは別にして、その違いが時間差として理解できるのならば、両形態の存在する本横穴群は、短期間の造営ではなく、比較的長期にわたったものといえるだろう。

本横穴群の被葬者については、横穴群の前はすぐ海で平野がないことから、北の蔽田地区か南の阿尾地区がその根拠地として有力であろう。しかし蔽田地区には蔽田薬師横穴群、阿尾地区には阿尾城山横穴群が確認されており、本横穴群と南北両横穴群の被葬者との関連が問題となる。

これらの問題の解明は資料の蓄積を待って、今後の課題としておきたい。

註

- 1) 富山県立氷見高等学校歴史クラブ 1964 「富山県氷見地方考古学遺跡と遺物」
- 2) 加賀市教育委員会 1971 「法皇山横穴古墳群」
- 3) 氷見市教育委員会 1989 「脇方横穴群」 氷見市埋蔵文化財調査報告第10冊
- 4) 氷見市教育委員会・富山県砂防課 1985 「富山県氷見市蔽田薬師中世墓発掘調査報告書」
- 5) 註1文献参照。

第5章 氷見地域の海浜道について

第1節 はじめに

氷見は、能登半島の基部に位置し、越中から能登への交通の要所であり、古代より能登との交易交流が頻繁に行われた。奈良時代にあっては、天平13年から天平宝字元年まで能登が越中に併合され、越中国司であった大伴家持が出舉のため能登を巡査する際、国府のあった伏木より氷見を通り羽咋へ出たことは、万葉集の「之乎路可良多太古要久礼婆波久比能海安佐奈芸思多理船櫛母我毛」の歌でも周知のとおりであり、氷見経由の所謂「志雄路」が当時能登への主要道路であったことが窺える。

また、中世には南北朝期の桃井直常軍と能登の吉見氏頼軍の攻防、越中守護代神保氏と能登の畠山氏との攻防、戦国時代に入り能登を領した前田利家の上杉謙信、また佐々成政との攻防戦等、能登と越中の戦乱に氷見がしばしば登場し、戦場となつた。このことは、言い換れば能登あるいは越中の防衛の上から氷見が、重要な位置にあったことを示しているといえる。

近世になると、諸侯も安定し、諸産業の振興を計ると共に諸街道の整備が行われ、加賀藩領に編入された氷見でも高岡、今石動、伏木、能登等各方面への道が整備された。

ここでは、氷見の街道の内その道程が、北部において、ほぼ現在の一般国道160号と同一経路にあたり、今回発掘調査を行った山崎城跡も、その路線上に位置する近世の「海浜道」について考察してみたいと思う。

第2節 海浜道 伏木より氷見町まで

現在近世初期の氷見の海浜道を知る手がかりとして、加越能文庫所蔵の正保4(1647)年の『加越能三箇國繪圖』(の内『越中國四都繪圖』、以下『国繪図』と記す)、また同年に書かれた道程帳として表紙に「江戸へ上ル道程帳三冊ノ内」「公儀へ上ル控」と書かれた『越中國道程帳』(以下『道程帳』と記す)がある。

この『道程帳』には、16の街道が書かれており、その中には今石動から氷見に至る道も書かれている。その道筋は、今石動町—(中略)—守山町—古府村—伏木村—氷見町のルートのみが記載されており、後に「御上使往来」と呼ばれ、主要道路となる海老坂峠を通る道は書かれていない。このことは同年に製作された『国繪図』でも確認ができる。これは、近世初期にはまだ海老坂経由の道が充分に整備されておらず、伏木経由の道が今石動氷見間の主要道路であったということであろう。

『道程帳』ではこの道筋を今石動町から氷見町まで「海道通」、守山町から氷見町までを「河濱通」と呼び、ことに伏木氷見間は「一、伏木村より氷見町迄濱通 武里九町」とある。

それでは、この伏木氷見間の「浜通」とは、どのような経路の道であったのだろうか。正保4年の『国繪図』を始めとする古絵図から、各街道の経路を判断することはなかなか難しいが、

『国絵図』の表記法として、道を赤線で表わし、道が集落内を通過する場合は、楕円で囲まれた村名を書いて描き、そうでない場合は、楕円を外して線を引くという手法を用いていることが多い、それから判断すると、この「浜通」は、伏木から各村の集落内を通過せず、水見に至っていたことになる。

また、少し年代は下るが『宝暦十四年射水郡之内草木産物川々沼田所等書上申帳』(以下『宝暦十四年書上申帳』)に

一、毫筋 伏木村より岩崎通窓村領水見町境迄道程三里五町八間程濱手往還ニ而御座候
とあり、集落の浜側を通っていたとも考えられる。

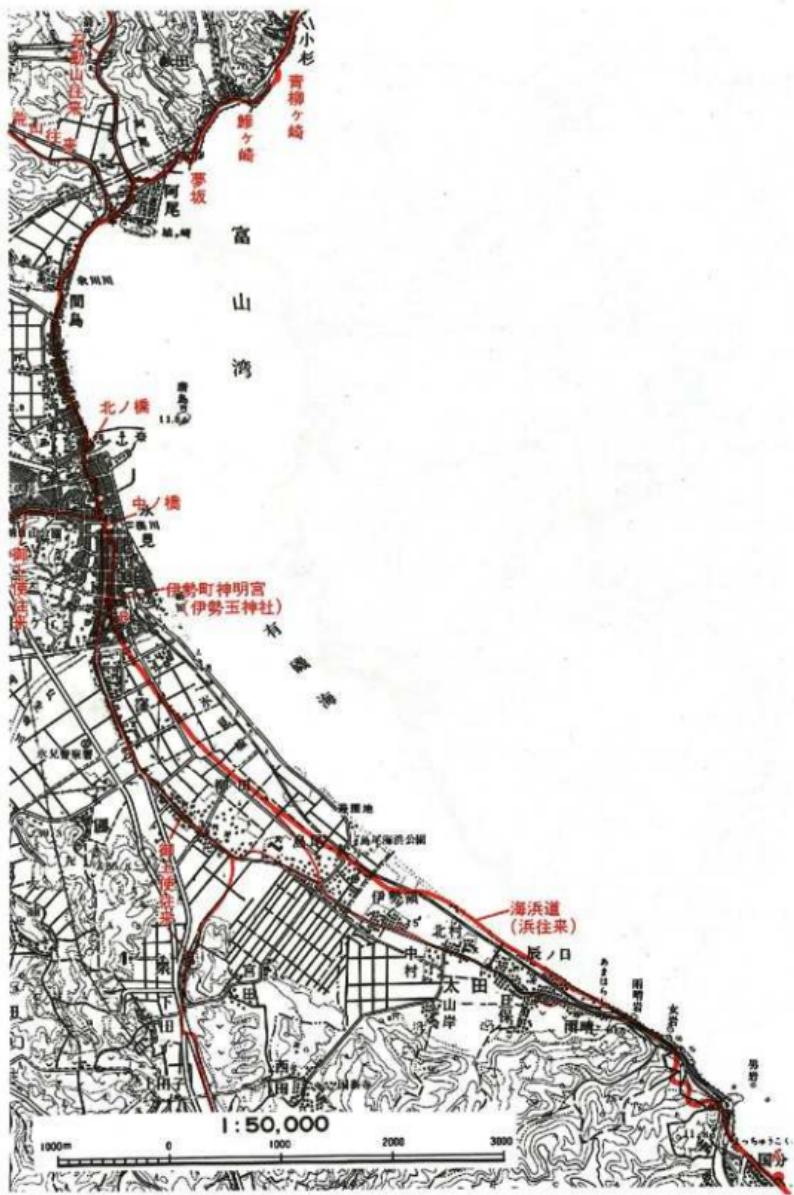
今石動水見間の主要道路として「御上使往来」が整備されると、この「浜通」は、伏木放生津を経由する婦負郡東岩瀬までの海岸道として使用され、「海辺浜往来」「海浜道」と称され、水見側からは「伏木往来」「放生津道」とも呼ばれた。

近世末期の加越能三ヶ國の諸街道の道筋を詳細に知ることのできる資料として、加賀藩の諸郡道程測理方や諸郡分間方御用等を務めた石黒信由により作成された精度の高い絵図とその元となった『三州測量圖籍』(以下「測量図籍」と記す)を始めとする多くの測量帳等がある。また、道程帳として『加越能三ヶ國御輪圖被仰付候覺書七 射水郡』(以下「絵図覺書」と記す)、『加越能三州地理志稿』(以下「地理志稿」と記す)等がある。これらの資料を元に近世末期(文化～天保)の「海浜道」の位置を現在の地図と照合したものが、第14・15図である。

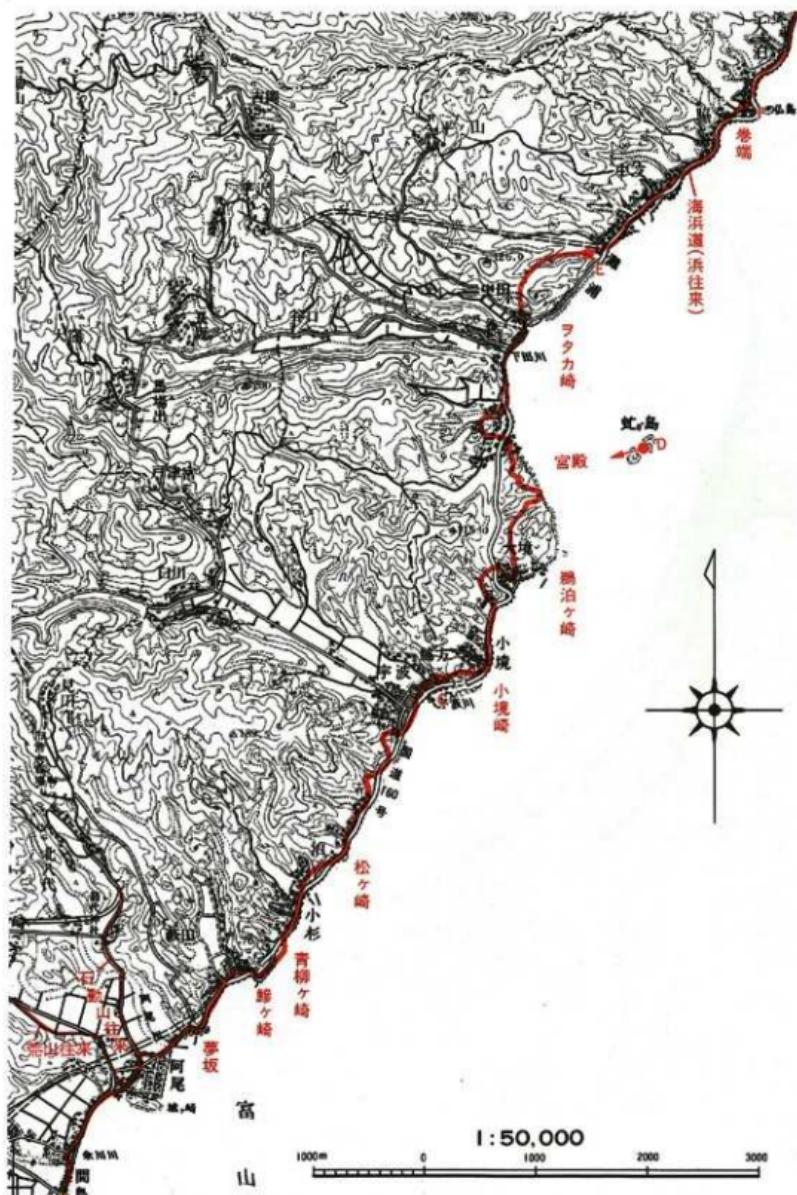
これによると、近世末期には藩内の街道も整備され、各街道沿いに集落が集まり、多くの脇道や枝道も付加されている。「海浜道」についても、いくつも枝道が確認できる。しかし伏木水見間の本通りについては、『測量図籍』や『地理志稿』の測量地点が辰ノ口・太田・伊勢領・鳴のルート上には置かれていないことや、石黒信由の測量留書である『御郡繪圖御用日記・村々之内飛人家字等留帳』に「水見より紅葉橋迄濱往来、夫より太田村ノ内辰ノ口より鳴村迄村傳道等相志らへ申候」とあり、集落内を通る道は、「濱往来」(海浜道)とは別の道であることがわかる。

また同じく測量留書である『往還道筋並濱往来道筋分間野帳』にも「毫里十六丁五十五間山下より水見境迄濱地之間」とあることや藩命により石黒信由が作成した文政8(1825)年の『越中四郡繪圖』に、集落を通る道は細く枝道として描かれているのに対し、浜道が太線で強調されていることなどからも、「海浜道」は依然として各村の集落内を通過せず、大半が浜側の経路であったことが窺える。(集落内を通る道は、明治になって整備され、主要道路となったものと思われる。)

浜道であった「海浜道」は、島村領を過ぎると内陸部へ移り、やがて柳田村領へ入る。古絵図では柳田集落内を通り、「御上使往来」に合流するように描かれたものもあるが、『宝暦十四年書上申帳』や『地理志稿』には、「御上使往来」とは別の道筋として書かれており、『測量図籍』や文政8年の『越中四郡繪圖』によっても、柳田・窓の集落を通らずに水見町の南東部に至る経路が描かれている。また『地理志稿』には、「水見伊勢街」に繋がるとあり、これらの資



第14図 水見地域の海浜道（南部）（1/50,000）



第15図 水見地域の海浜道（北部）（1/50,000）

料によってこの道筋を考察してみると、柳田・窪地区で「中仙道」(旧道)と呼ばれる道とはほぼ同一経路にあたる。「中仙道」は、水見町の南部に位置する伊勢町から柳田・窪地区経由で伏木方面へ向う道である。現在の道は後世付け替えられたものであるが、この旧道は文化3年の『柳田村領繪圖』によると、柳田・窪の集落内の道(御上使往来)と平行して、集落と浜との中間部を縱断している。「御上使往来」と「中仙道」(海浜道)の本通りはそれぞれ太い道を表わす二本線で表わされ、まったく別の道として描かれている。因みに島村の集落内を通り「海浜道」に繋がる道や「御上使往来」と「海浜道」を結ぶ道は、細線で描かれていることからも、本通りではなく、脇道であることがわかる。

『窪村のあゆみ』や『柳田百年誌』によれば、「中仙道」は、伏木・富山方面へ通じる重要な道で人通りも多く、柳田地内の道沿いには三軒茶屋があり、松並木も続いていたようである。⁹⁾

(この「中仙道」も明治になり伏木新道が整備されると、街道としての機能を失い、大正の中頃には、松並木も伐採された。さらに、昭和35年の区画整理により直線の新道としてやや西側に移されて、旧道はほぼ消滅したものと推測される。)

「海浜道」が、柳田・窪地内で「浜往来」と言わず、「中仙道」と呼ばれるようになったのは、浜から幾分内地部にあり、集落と浜との中間部を通る道という意味からであろうか。

水見町の入口として『地理志稿』に「水見伊勢街」とあるのは、享和元(1801)年の『射水郡布施湖廻分間繪圖』(水見町周辺のみをトレースしたものが第17図である。以下「布施湖廻分間繪圖」と記す)やその測量野帳である『水見沟繪圖方角野帳諸事留帳』(以下「水見沟繪圖野帳」と記す)によると、現在の伊勢玉神社の付近を指していることがわかる。この神社は、天保15(1844)年現社号に改称されるまでは、伊勢町神明宮と呼ばれ、その門前が伏木往来(海浜道)の水見町からの起点であった。弘化4(1847)年には、町の治安強化の上から、それまでの北ノ橋詰・上伊勢町口・本川町口の三木戸に加え、伏木往来の木戸として「伊勢町神明前木戸」¹⁰⁾が設置された。同時期に水見町の町年寄を務めた田中屋権右衛門の日記である「応響雜記」には、よくこの神明前へ、伏木方面からの藩の重役を始め来客の送迎のため出掛けたことが書かれ、水見町から伏木へ向うための要所であったことがわかる。またこの伊勢町神明前木戸付近は、宮町と称し遊廓や茶屋が軒を連ねていたといわれ、同神社社家に残る「明治元年・社号帳」に「伊勢玉神社神明氏子 百軒 上伊勢町、百軒 下伊勢町、十五軒 宮町」とあり、明治19年に「貸座敷娼妓取締規則」が公布され、遊廓が本川町の免許地に移転されるまで、繁華街として賑わった。水見町へ入った「海浜道」は、伊勢町神明前より光伝寺や御藏所の横を通り、二つのクランクを経て、中ノ橋の前で「御上使往来」と合流する。(寛延3年の『水見町繪圖』や前記の『布施湖廻分間繪圖』によれば、7本の道が「御上使往来」と繋がっている。しかし、水見町内の本通りのみを描いている『測量図籍』や『越中四郡繪圖』等の絵図では、水見町の入口から中ノ橋まで「御上使往来」とは別の道として描かれている。『地理志稿』にも「中橋至水見伊勢街七町二十五間」と書かれ、測量地点が伊勢町と中ノ橋に置かれていること

から、中ノ橋前が「海浜道」と「御上使往来」の合流点であったと思われる。)

中ノ橋は、氷見町の中央を流れる湊川に架かる橋で、『絵図覚書』の文化7年の書上には「御作事所御普請橋」として書かれ、「一 長八間 幅式間 氷見町中ノ橋 但し垣橋也」とある。

(『布施湖廻分間絵図』等によれば、現在よりやや東側で、河口寄りにあったことがわかる。)

この橋の東側に位置する湊川の河口は、『平家物語』にもすでに「氷見の湊」と書かれている古

くから開かれた湊であった。正保4年の『道程帳』には、能登國宇出津湊や伏木湊への航路があったことが書かれており、近世には、ブリやマグロ等の豊富な漁場をバックとした漁港としての機能ははもちろんのこと、その海産物を中心として多くの物産を扱う湊としても、使用されていたものと思われる。氷見町は、この橋を境として、大きく北町と南町とに分けられているが、この中ノ橋付近は、陸路航路の合流点として交通交易の要所であるとともに、経済の中心地であり、氷見町発祥の地とも言うべき所である。

中ノ橋を渡り、北町に入ったふたつの街道は、湊町の一つ目のクランクで「御上使往来」は西へ、「海浜道」は北へと分かれ、別々の道となる。「海浜道」は、光禪寺、日宮神社の前を通じ、北新町にある最後のクランクを経て北ノ橋に至る。この北ノ橋については、『道程帳』に「一 氷見北之橋と申橋長さ武拾七間ハバ九尺高サ式間」とあり、また『絵図覚書』の文化7年の書上には、「御作事所御普請橋 一、長武拾八間 幅式間 氷見町端上ノ庄川ノ上北ノ橋」と書かれ、『増補大路水經』の「上庄川筋」には「氷見町端濱往来御作事北橋長廿二間」とある。この橋は、上庄川に架かる氷見で最も大きな橋で、御作事所の予算で掛け替え等の普請が行われたようである。(文化7年の書上によれば、射水郡内の橋の区分として「御作事所御普請橋」、「諸郡打銀御普請橋」、「射水郡用水打銀御普請橋」、「礪波郡用水打銀御普請橋」がある。)この橋は、氷見町の最北端に位置し、郡部との境界に当り、氷見町から蘆浦や能登へ向う街道の起点でもあった。「憲令要略」に「北ノ橋詰上伊勢町口本川町口三木戸ハ往古御座候」とあるように、早くからこの橋詰には木戸が設置されており、交通交易の要所であるばかりでなく、氷見町の治安の上から重要な場所であったことがわかる。

第3節 海浜道 氷見町から能登境まで

氷見町を起点として北へ向う街道について『道程帳』には、北八代を経由して二ノ宮(鹿島町)へ出る「二ノ宮通」と、宇波を経由して所ノ口町(七尾)へ出る「石動山通」とが書かれている。

この内、「石動山通」は、その呼び名通り、宇波より石動山を越えて、七尾の所ノ口町に至る街道であるが、氷見町から宇波までの経路は、正保4年の『国絵図』によると、海岸線に沿って北上しており、正に後の「海浜道」である。道幅も「六尺」とあり、当時の道としては広く、主要道路であったこともわかる。

宇波以北の「海浜道」については、『道程帳』には書かれていらないが、正保4年の『国絵図』¹⁴⁰には、脇村までの道が描かれている。また『絵図覚書』の「元禄十五年御領圖御絵図被指上候

ニ付先達而被指上候正保四年之御絵図村名並道筋川筋相違之分変地帳として御書出之内」(以下「元禄十五年の書出」と記す)によると、

一、脇村より能州江越道

一、懸札村江懸り能州江越道

此式筋之道古御絵図之表にて無之候得共今般隣國通達之道筋改付申候

とあり、正保4年の『国絵図』には描かれていない脇村より能登境までの道筋も、元禄15(1702)年のものには、街道として記入されていたことがわかる。これは、新しく開かれた他の街道とともに「海浜道」も、近世中期頃には整備されていたことを表わすものであろう。

さて、「測量図籍」等の絵図により、北部の「海浜道」の経路を考察してみることとする。

北の橋を渡り、氷見町を出た「海浜道」は、加納村領に入る。『元禄十四年指上申池田新村絵図写』明和8(1771)年の写によると、北の橋詰にある加納出村(後の加納町)は、まだ屋敷もなく、村建はできていない。その先(北側)には池田新村の集落が描かれ、「なだ道」と書かれている道が「海浜道」であるが、当時集落内を通らず浜を通っていたようである。(集落内を通りていた道は「余川道」と「稻積道」である。)

近世末の「測量図籍」や「絵図覚書」等によれば、「海浜道」は、「濱」というところを通り、池田新村に至っている。「越中國海邊筋村建等分間繪圖」には、「加納村ノ内 濱」とある。加納出村は、村建が認められる前に加納村の「字横浜」と呼ばれていた時期があり、「濱」とはこれを表わすものであろうか。

池田新村から間嶋新村を経由して阿尾村に至る経路は、集落内を通らず、浜側を通る道筋であったが、『天保八年 射水郡変地帳仕立』(以下「変地帳仕立」と記す)によれば、「阿尾村、間嶋新村、池田新村の中通り」とあり、天保8(1837)年には集落内を通る道筋に変更されたようである。しかし、その道も明治25(1892)年に新設された現在の道に比べると、やや浜側を通る道であった。

間嶋新村の集落内には橋があり「道程帳」に「間嶋橋と申橋長さ拾間ハ、六尺高サ九尺」とある。また「絵図覚書」の文化8(1811)年の書上には、「諸郡打銀御普請橋」として「長弐拾間 幅七尺 間島新村領島川橋」と書かれ、「増補大路水經」には「間島川筋 間島新村中濱往来御郡橋長七間」とある。「海浜道」は、この橋の所で河口に沿って大きく湾曲していた。

間嶋新村から阿尾村に至る道は、現在とほぼ同じ経路で海岸線に沿って付けられており、「弘化二乙巳年十月射水郡八代組阿尾村領海邊変地所岸締分間繪圖」(以下「阿尾村領分間繪圖」と記す)によれば、道沿いに「波除普請」として防波堤が設けられていたようである。

阿尾村に入るとまず道は、三方に分かれる。北西に向う「荒山往来」、東に向う阿尾城跡と阿尾村の集落への道と北東に向う「海浜道」の三本である。「測量図籍」では、ここに測量地点を置き、「荒山越往来」と書かれている。「地理志稿」にも「阿尾村荒山岐路」と書かれており、旧道のこの交差点が荒山往来の起点であったことがわかる。(現在は、少し手前に氷見田鶴浜線

として大きな交差点が開設されている。)

更に「海浜道」を進むと、道は二手に分かれ、北西に向う道は、阿尾村から北八代を経由して石動山に至る「石動山往来」となり、「海浜道」は東に向う。

阿尾は、この能登への三本の主要道路「海浜道」・「荒山往来」・「石動山往来」の分岐点にあたり、交通の要所であったがために、軍事面でも重要な位置にあったことが、付近に阿尾城跡、山崎城跡、森寺城跡等の多くの中世の城郭遺跡が存在することによってもわかる。「海浜道」は、阿尾川に架かる橋を渡るが、「阿尾村領分間絵図」に「諸郡橋」とある。この橋について「絵図覚書」に「諸郡打銀御普請橋 一、長式拾四間幅七尺 阿尾村領阿尾川橋」、「増補大路水經」には「阿尾村演往来御都橋長二十四間」とあり、「諸郡橋」とは橋の名前ではなく「諸郡打銀御普請橋」の略語であるらしい。この橋より以北の道に「灘往来」と書かれており、藏田村領境までの道に沿って設置されていた防波堤についても、「灘浦波除仕法普請」として、それまでの防波堤と区別して書いていることも興味深い。

阿尾村と藏田村との村境には、「夢坂」と呼ばれる岬（岬にある坂の呼び名が、岬の總称となったものと思われる。）があり、「測量図籍」等の絵図によるとこの岬を巡り、道が付けられていた。この岬の高台に、今回発掘調査を行なった山崎城跡また阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群がある。「夢坂」と呼ばれるこの岬は、「明治三十五年度富山県水見郡治一班」に「夢坂を打越え来はあるはしき藏しもわかぬやふなみの里 搭穂」という和歌が記載され、また「水見郡名勝地誌手記」に「阿尾村より藏田村に抵する旧道に夢坂と云へるあり頗る眺望に富めり」とあることから、明治時代には名勝として知られた所であったようである。¹⁴⁾「阿尾村領分間絵図」や「射水郡加納村兵衛組藏田村領往来道附替奉願繪圖」（以下「藏田村領道附替奉願絵図」と記す）によると以前はかなり海に張りだしていたようである。岬を迂回した道は、浜へ下りていた頃もあったが、文化6（1809）年5月25日の「岩なだれ」により通行不能となり、それ以降高台の畠地を通る道として付け替えられたことが、「藏田村領道附替奉願絵図」や関連資料である「藏田村領御普請分間野帳」によりわかる。（第4節参照）

藏田村に入った「海浜道」は、集落の際を海岸線に沿って大きく湾曲し、集落内を流れる「中川」に架かる橋を渡り、光福寺の前を通り「鰯ヶ崎」と呼ばれる岬に至る。この間の海岸線には、集落に近いこともあるてか、道に沿って石垣や防波堤が設けられていたようである。

現在の国道160号は、昭和41（1966）年に開通した藏田トンネルを通っているが、それ以前は、東側の海沿いの細い道を迂回していた、これが「鰯ヶ崎」と「青柳ヶ崎」である。（但し「青柳ヶ崎」については、「測量図籍」等の絵図と比較し、旧道の位置を確認してみると現在海中となり、大半が浸食により水没した可能性が高い。）天保14（1843）年に書かれた「越中道之記」（以下「道之記」と記す）という旅日記があるが、藏田村と小杉村の間の記述に「此間山一つ」とあり、道が二つの岬の高台を通っていたことを表わしているものか。

「青柳ヶ崎」から小杉村の集落や「瀬間田」と書かれた所の際を海岸線に沿って進み、「松ヶ

崎」の際を通り、泊村に至る。「道之記」には、ここも「此間山一つ」とある。泊村からは、神明社の前を過ぎ、「此間坂一ツ越」とあるように一石山の山際を出入りしながら、坂道を越え宇波村に至る。「金砂子秘鑑」の「宇波」の項に、「はしご坂」とあることからもこの辺りは、かなり急勾配の難所であったと思われる。現在の道は、海岸線に沿って、岩盤を断ち割って付けられている。

先に述べたように、「道程帳」によれば、正保4年当時この宇波村より石動山へ登る道が、藩で定めた街道「石動山通」であり、これにより宇波までの「海浜道」も早い時期より、整備されていたといえる。近世中期以降北八代経由の「石動山往来」が、主要道路となるが、宇波から白川を経由して石動山に至る道は、その後も使用されている。

宇波村の「海浜道」について、「地理志稿」や「絵図覚書」では、ともに測量地点を「龍川」としている。この「龍川」とは、宇波川のことであり、宇波村と脇方村の村境を流れているため、特に「絵図覚書」では「宇波村龍川」、対岸を「脇方村龍川」とそれぞれ別の書き方をしている。「道之記」では、この間に「濱通り」としている。この「龍川」を渡り、脇方村の集落内を通り、集落後方の高台に登り、今戸社の前より「小境崎」にある小境村の神明社（現在の朝日神社）^{国版21-4}の横に出る。この間の道は、「道之記」の小境村の項に、「脇方ヨリ山越」とあるよう^{国版21-5}に山道であり、現在も林道として残されている。

「海浜道」は、小境村では海岸線に沿って進み、「小境村中川」（中村川）を渡り、集落を過ぎると山手にある神明社（夕日神社）の前を通り、再び山道となり大境村領に入る。

大境村へ入り、一旦集落内の慈光寺付近まで下がった道は、再び山中に入る。（大境の集落東側の岬は「鶴泊ヶ崎」と呼ばれ、この付け根部分に国指定史跡大境洞窟がある。）

山中に入った「海浜道」は、現在の県営栽培漁業センターや国民年金保養センターひみのある「九殿」と呼ばれる所で、一度海側（東側）へ降る。

この「九殿」について、「測量図籍」等の絵図によると、「宮殿」と書かれた大きな岬が描かれている。^{国版21-6}現在の地形では、その岬にあたる付近は断崖となっており、天保年間から現在にいたるまでの間に岬の突出部分は浸食によってか完全に消滅している。^{国版22-2}

「大境天明五年村鑑」（1785）に「一、村領の内海端五丁程の内申丁程浜形四丁程は海ニ差出の岩山にて御座候。能州御預ヶ地往還道者岩峠にて喰敷前欠落付仕往来指支申ニ付天明三年御願申上候處同四年附替御普請被仰出候」とあり、海側の道が欠落したことにより、道の付け替えが天明4年に行なわれたことがわかるが、その時の新道が絵図にある道であろうか。

「九殿」より再び山間地に入り、山際に沿って蛇行しながら姿村に出る。姿村に出た「海浜道」は、長福寺付近より再び山道となり、中田村領に入りようやく海岸線に出る。

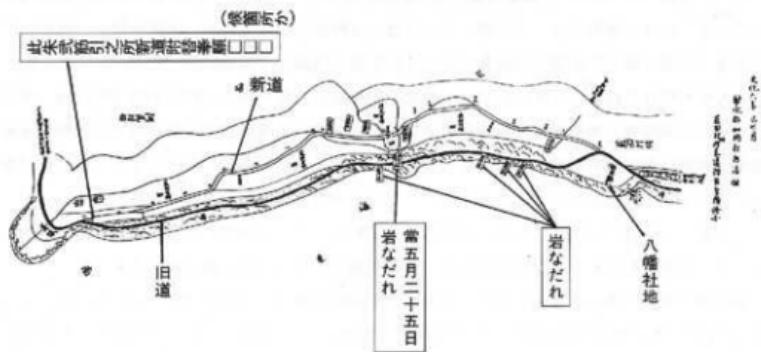
海岸線に沿って進み下田川を渡り、中田村の集落際を通り、「地理志稿」では「片貝村」²⁰⁾に至る。「片貝」は、中田村領を流れる片貝川付近の集落のことである。「片貝」を過ぎ「ヲタカ崎」（宇田崎）に至る。「瀬浦誌」には、「宇田崎新道」という岬の海側を通る道が文化年間に新設

されたことが書かれており、現在の国道160号の位置にあたるものかと思われる。しかし、「出来上った新道は、道巾狭く一方は海波寄せる波際で通行も常に危険を伴った。」とあり、断崖絶壁のかなり高台を通る道で難所であったために、通行中何人も滑落し死傷者が出たほどであった。「海浜道」はといえば、「測量図籍」等の絵図によると、海側を通る経路をとらず、山越えの道となっている。「道之記」にも、「此間モ山越」と書かれており、「海浜道」は新設された海側の通行困難な道を使わず、遠回りであるが安全な山越えの経路をとったものと思われる。地図E 国版22-3

谷間に沿って山を降り、中波村に入った「海浜道」は、「道之記」に「此間濱傳ヒ」とあるように、海沿いの道となり、中波の集落際を通り脇村に至っていたようである。「変地帳仕立」によると、「一、脇村5姿村迄道筋変候事 但中波村中田村之中道」とあり、天保8年に道を集落内に通したことがわかり、それ以前は集落の際の浜側を通っていたものか。

脇村までの道筋は、正保4年の『国絵図』にすでに描かれており、「絵図覚書」の「元禄十五年の書出」には、「脇村5能州江越道」として絵図に書き加えられたことが書かれており、近世中期には整備されていたであろうことは、先に述べたとおりである。

脇より国境を経て大泊までの経路は、大半が海岸沿いであるが、国境にある「巻端」といわれる岬付近は、切り立った岩場であるため、山越えの道であったようで、「道之記」にも「脇村此村迄越中也。坂ヲ登りて上ニ谷有。此所越中能州の国境ナリ。」とある。地図F 国版22-4 「測量図籍」等の絵図でもこの岬の付近は、内陸部を道が通っていたことがわかる。また文化4(1807)年の『射水郡海岸村々見取並びに海況等絵図』や『射水郡海岸図』には、国境に「越能御境松」という松が描かれており、これをもって両国の境界としていたものであろう。これより先は、「能州御預地」と書かれており、加賀藩が管理を委任された幕府領であった。後にこの岬「巻端」(藤巻ハナ)の海岸線を削り道路が付けられ、現在の一般国道160号となっている。



第16図 「射水郡加納村兵衛組薪田村領往来道附替奉願繪圖」文化6年

第4節 蔽田村領八幡について

今回発掘調査を行なった山崎城跡の東側は、蔽田地内の通称八幡と呼ばれる地域である。

この「八幡」と呼ばれる由来については、現在蔽田の集落中央丘陵に鎮座する垂姫神社の由来によれば、以前同神社は八幡宮と称し、海岸の通称八幡なる海に百三十間も張りだした所にあったが、海食に伴い社地も次第に崩れ、寛永年中現在の社地にあった白山社に遷座奉祀されたということである。また「越中志徵」に、

○垂水崎 同村（蔽田村）・平井正武云、蔽田村の入口に出崎あり。是を垂水崎といふ。（中略）

昔は大なる出崎有て、此地に八幡社鎮座ありしかど、追々波濤に崩れ行し故に、八丁計隔てて村中の岡山へ移せり、是今の社地也。舊社地辺に尚村家あるを八幡と字し、そこに住める邑人をば、八幡の何某と呼べり。此八幡を垂比咩神社と云出たるは、此故也といえり。とあり、八幡宮の遷座後旧社地付近が、「八幡」と呼ばれていたことがわかるが、現在この地城は、蔽田集落の南西部の丘陵及び岬のかなり広範囲の呼び名として使われている。この社地の位置については、「蔽田村領道附替奉願絵図」（第16図）、またその野帳にあたる「蔽田村領御普請所分間野帳」により知ることができる。この絵図および野帳は、文化6年5月25日の「岩なだれ」により、通行不能となった蔽田村領の浜道に替わる新道の普請を藩に願い出たものであるが、これによれば、当時の道の測量点十九より「十二間午五分」、「寅三分十六間」それよりさらに「午一分七間ばかり」と書かれた海に張り出した台形の所に「八幡社地」とあり、同神社遷座後も蔽田集落南部入口付近に約138坪（45.5.5m²）の社地が残っていたことがわかる。また、明治8年の蔽田村地引き図にもほぼ同位置と思しき箇所に「八幡社境内」と記載されているが、この頃には「六歩」（約1.9.8m²）と面積も随分減少している。

さらに現在その地点を知るべく、文化6年の野帳の測量記録を元に、現地形に転写して社地にあたる箇所或いは当時の浜道や海岸線を見ると、ほとんど海中となっており、浸食により水没したものと思われる。（第18図）

またこの時付け替えられた新道は、阿尾より「夢坂」と書かれた岬を廻り、高台の畠地を通過するものとなっているが、「夢坂」付近は現在完全に削平され、海側に岬の一部を残すのみとなっている。

一般国道160号は、この削平された岬部分を斜めに横断し、海岸線に沿って付けられていて、その位置は文化年間の新道の位置とほぼ一致しており、高台の畠地であった部分も、現在に至るまでに幾度となく切り下げられ、「夢坂」と呼ばれた坂道もない平坦な道となったものと思われる。

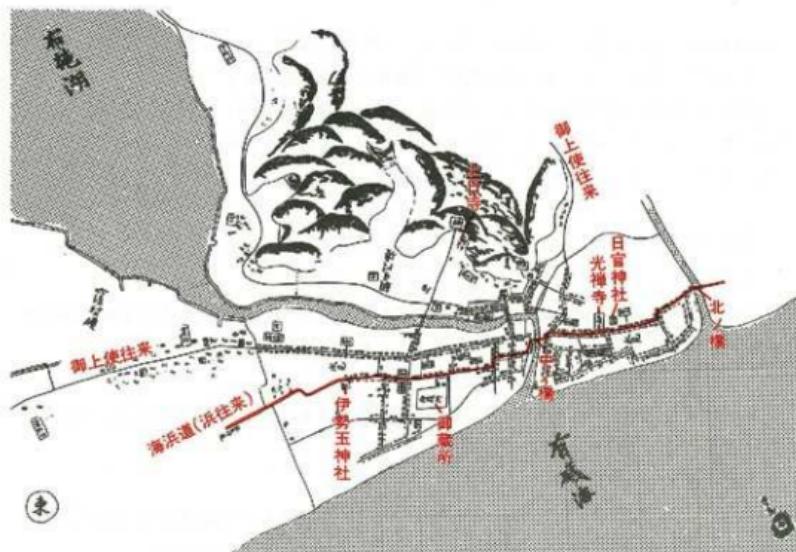
水見は海と山が接近し、内陸部はそれぞれの谷も深く平野部が狭い地形から、街道にも山越えや岩場等難所も多かったものと思われる。「海浜道」も例外ではなく、海岸線は浸食や落盤により水没したり、幾度となく付け替えや増幅等の整備が行なわれ、II道がまったく失われてしまった箇所も少なくない。今回は、近世末の「海浜道」について考察してきたが、水見をより

歴史的に知る上で、「海浜道」に限らず、旧街道の時代的推移や位置の確認が今後必要であり、細部にわたる検討を要すると思われる。

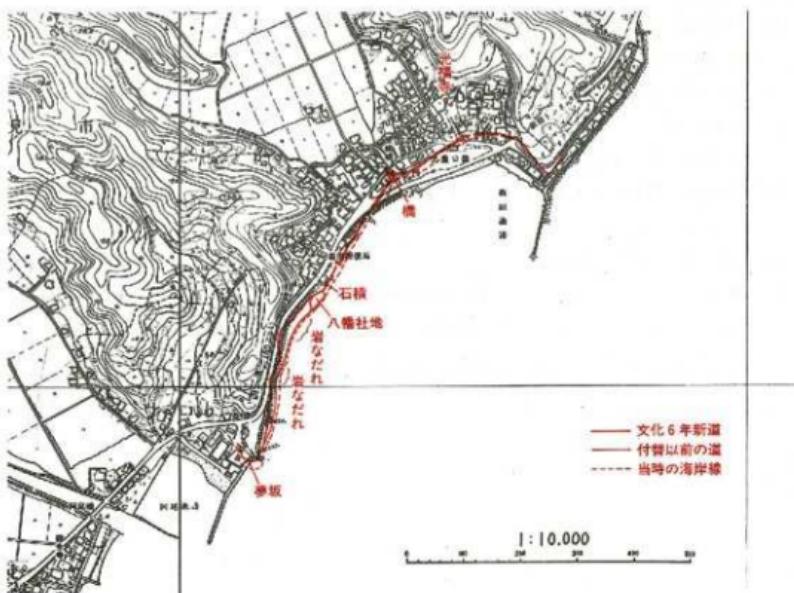
註

- 1) 正保2年(1645)幕府より各藩に領國の国絵図の提出が命ぜられ、加賀藩においても、正保4年『三ヶ國絵図』を幕府へ提出した。その際共に提出されたものに、『領國高辻帳』『三ヶ國道程帳』等がある。
これらについては、「加越能御國繪圖に関する書類の内覚書」元禄12年 金沢市立図書館加越能文庫所蔵(以下加越能文庫と記す)によれば、その控えもそれぞれ同時に作成され、藩に保管されていたとのことである。
- 2)『三ヶ國道程帳』については、3冊あったことが記され、加越能各國一冊ずつあったようだが(さらに、詳細に書かれたもの各一冊を加え、実際には計6冊あったよう)で、『越中國道程帳』の表紙には「六冊ノ内」という書込もある)、残念ながら加賀國と能登國のものは遺っていないようである。しかし、その後書かれた写として「加越能三州道程記」「三州道程大概」「御領内諸方道程記」「三州地理雑誌九」があり、これにより加賀國と能登國の街道の道程についても、知ることができる。また、富山大学付属図書館所蔵の「越中道記」も、「越中國道程帳」の写であると思われる。「越中國道程帳」以外の道程記は、同一箇所に誤写が確認できることも興味深い。
- 3) その16年後の寛文4年「越中國四郡繪圖」に至り描かれることとなるが、他の主な道筋に付けられている一里塚の符号については、まだこの道には付けられていない。図版20-2
- 4) 加越能文庫と高樹文庫にそれぞれ所蔵されている。これは、石黒信由が、文政2年諸郡絵図並びに道程帳、村名帳の作成を藩より命ぜられ、文政7年これらを提出し、その後さらにこの時の測量野帳をも清書の上提出する様命ぜられ、整理されたものである。
- 5)『加越能三ヶ國御繪圖覚書』加越能文庫所蔵の「婦負郡境・能州境・逸射水郡之内海辺往来道筋道程」国絵図改めのため、文化7年五十里村庄右衛門から改作奉行所宛て提出した書上の内の内一通。
- 6)『加越能三州地理志稿』の「路程」の内「海浜道」
- 7)『三州測量図籍』における街道「本通り」の表記の仕方は、「一、測量境村形等印無所ハ〇、如此微九下四ニハ如此之・微点相用附リ測量初終一二三四五之番附傍ニ書記」、また「一、道程町間相溝理候箇所ハ道何拾何町何拾何間と其場所別之書記」とあり、測量地点に任意の番号を付け、本紙下部または上部にその距離と方角を別記する形をとっており、枝道についてはその路線上に記入している。これによれば、反ノロ・太田・伊勢領・鳴のルートは、街道の本通り表記の仕方ではなく、枝道を表わす手法をとっている。また『地理志稿』に書かれた距離も反ノロ・鳴のルートのものではなく、『三州測量図籍』の表わす本通りの距離であることからも、浜道を「本通り」と判断した。

- 8) 柳田集落内を通る道は、「海浜道」ではなく「御上使往来」の本通りである。一部伏木街道と呼ばれる道があるが、これは鳴（島尾）を経由する海浜道の枝道である。
- 柳田在住の開兵太郎氏によると、「中仙道」と高岡往来（御上使往来の別名）はもともと合流しておらず、それぞれまったく別の道であったが、新道（伏木街道）が明治時代にできてから繋がった。また島尾（島）からの道との合流点には、昭和35年の区画整理まで「追分地蔵」があったとのことである。
- 9) 開氏の談によると、この茶屋は、往来を行き来する人々が、休憩する程度のものであり、三軒の内一軒が、開氏宅であったとのことである。
- 10)『憲令要略』（田中屋権右衛門著）に「伊勢町神明前畠地伏木往来木戸町中5相願御聞届御座候ハ弘化四年未三月十一日御当番石原常右エ門殿」とある。
- 11) 氷見市史編修委員会 1963 「氷見市史」
- 12) 渕川は、万葉集に「布施湖」と歌われた十二町潟より流れ出、河口は「氷見湊」と呼ばれていた。
- 13) 註11文献
- 14) さらに、16年後に当る寛文4年の『国絵図』には、能登境までの道が描かれており、このことはこの海浜道の整備された時期を考える上で、大変興味深いことである。
- 15) 加納町町内会 1990 「加納出村いま・むかし」
- 16) 近世初期の『道程帳』には、氷見町より北八代を経由して二ノ宮に至る「二ノ宮通」という道が書かれており、若干経路に問題はあるものの「荒山往来」にあたるものであると思われ、早くから街道として開かれたようである。
- 17) 「石動山往来」については、『道程帳』では、宇波村を起点としており、北八代を経由しない道が藩で定めた街道であった時期もあるようだ。
- 18) 昭和38年の道路拡張工事等により、先端部は大幅に削平され、現在その様子はすっかり変わってしまっている。
- 19) 清水一布 1959 「灘浦誌」
- 20)『灘浦誌』によると「慶安二年山禪係争の文書に署名した村役人の肩書に中太村谷口村かたかい村と三村を並列してある、その後何時の頃からか谷口片貝は中田村の垣内となった。」とあり、「地理志稿」の書かれた近世末期に「片貝村」という独立した村建であったかどうかは、疑問である。



第17圖 「射水郡布施湖廻分間繪圖」(部分)



第18図 「葛田村領御普請分間野帳」より(1/10,000)

参考資料

◆ 文 獻

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| 1 越中國道程帳 公儀へ上ル控 | 正保 4 年 | 金沢市立図書館 |
| 2 越中國道程帳 (道程表) | | 〃 |
| 3 御領内諸方道程記 | 正保 4 年の写 | 〃 |
| 4 三州道程大概 | 正保 4 年の写 | 〃 |
| 5 加越能三州道程記 | 正保 4 年の写 | 〃 |
| 6 三州地理雑誌 | | 〃 |
| 7 金砂子秘鑑 | | 〃 |
| 8 加越能御繪圖覚書 (加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覚書七 射水郡) | | 〃 |
| 9 加越能御繪圖ニ関スル書類の内覚書一通 元禄12年 | | 〃 |
| 10 変地帳仕立 射水郡 天保 8 年 | | 〃 |
| 11 増補大路水經 | 天保 7 年 石黒信由 | 〃 |
| 12 加越能三州山川旧蹟志 (射水郡之内草木產物川々沼田所等書上申帳 宝暦14年) | | 〃 |
| 13 五ヶ山大牧入湯道之記 (越中道之記) | 天保11~14年 | 〃 |
| 14 射水郡村々道程調理出シ帳 | 文化 7 年 | 高樹文庫 |
| 15 氷見潟繪圖方角野帳・諸事留帳 | 享和元年 | 〃 |
| 16 蔡田村領御普請所分間野帳 | 文化 6 年 | 〃 |
| 17 射水郡蔡田村道付替の墨引送付依頼状 | 文化 6 年 | 〃 |
| 18 御繪圖御用日記・村々之内飛人家字等留帳 | 文化 7 年 | 〃 |
| 19 往還道筋並濱往來道程分間野帳 | | 〃 |
| 20 氷見郡地誌材料 | 高桑致芳 明治32年 | 富山県立図書館 |
| 21 氷見郡名勝地誌手記 | 高桑致芳 明治32年 | 〃 |
| 22 明治元年 社号帳 | | 鈴木家文書 |
| ◆ 絵 図 | | |
| 23 加越能三箇國繪圖 (内 越中国四郡繪圖) | 正保 4 年 | 金沢市立図書館 |
| 24 加越能三箇國繪圖 (内 越中国四郡繪圖) | 寛文 4 年 | 〃 |
| 25 越中國四郡繪圖 | 正保~万治 | 石動図書館 |
| 26 加越能三州之圖 | 文化 5 年 菅原貞寧 | 金沢市立図書館 |
| 27 加越能三州部分略繪圖 | 文政 8 年 石黒信由 | 〃 |
| 28 越中四郡組分繪圖 | 文政 8 年 石黒信由 | 〃 |
| 29 三州測量圖籍 | 天保 5 年 石黒信由 | 金沢市立図書館・高樹文庫 |
| 30 加越能三州繪圖 | 天保 9 年 | 金沢市立図書館 |
| 31 射水郡海岸圖 | | 〃 |
| 32 加越能全圖 (賀越能圖) | 寛政元年 | 〃 |
| 33 射水郡組分繪圖 | | 〃 |
| 34 越中射水郡 (図) | | 〃 |
| 35 射水郡分間繪圖 | 天保10年 | 〃 |
| 36 加越能郡別繪圖 | | 〃 |
| 37 氷見浦等大船寄り方書付並繪圖 | 寛政10年 | 〃 |

38	越中射水郡圖籍	元文2年 有澤武貞	金沢市立図書館
39	射水郡圖	文化8年 牛首堂	富山県立図書館
40	文化改正射水郡圖	文化13年 牛首堂	"
41	射水郡繪圖		"
42	越中國(図)		"
43	越中國海邊筋村建等分間繪圖		"
44	射水郡上庄組海岸村々建見取繪圖		"
45	射水郡八代組阿尾村領海邊変地所岸締分間繪圖	弘化2年	"
46	越中國絵図屏風		富山美術館
47	射水郡海岸村々見取並びに海況等繪圖	文化4年	高樹文庫
48	射水郡布施湖邊分間繪圖	享和元年	"
49	射水郡大門新町七右衛門組太田村鳴村柳田村窪新村窪村 濱等繪圖	文化13年	"
50	射水郡加納村兵衛組萩田村領往来道附奉願繪圖	文化6年	"
51	射水郡見取繪圖	文化5年	"
52	射水郡一町一分下繪圖	文政3年	"
53	柳田村領繪圖	文化3年	柳田区(水見市)

参考文献

- 水見市史編修委員会 1963『水見市史』
 水見市役所 1972『水見百年史』
 富山県教育委員会 1979『富山県歴史の道調査報告書』飛驒街道(その1)
 富山県教育委員会 1981『富山県歴史の道調査報告書』—水見・能登道—
 富山県 1984『富山県史』通史編II中世
 富山県 1982『富山県史』通史編III近世上
 富山県 1983『富山県史』通史編IV近世下
 富山県 1980『富山県史』史料編III近世上
 富山県 1978『富山県史』史料編IV近世中
 富山県 1978『富山県史』史料編IV近世中付録
 窪村誌編纂委員会 1959『窪のあゆみ』
 次木武義 1976『柳田百年誌』
 高瀬重雄 1975『越中の絵図』
 清水一布 1959『灘浦誌』
 加納町内会 1990『加納出村いま・むかし』
 水見市立博物館友の会 1986『憲令要略』上
 石川県図書館協会 1934『加越能三州地理志稿』
 石川県図書館協会 1973『越中志徵』復刻版
 正和勝之助 1991『越中伏木地理志稿』
 児島清文・伏脇紀夫 1988『応響雜記』上
 児島清文・伏脇紀夫 1990『応響雜記』下

史料

○越中國道程帳 公儀へ上ル控 正保四年十二月十六日

利波郡水見海道通

(中略)

脇道 河濱通

水見庄ノ内

一、守山町5古府村迄

老里拾町拾武間

一、古府村5伏木村迄 七町四拾八間

一、伏木村5水見町迄濱通 武里九町

守山町5水見町迄三里武拾七町

脇道 能登道筋志雄通

一、水見町5鞍川村迄 九町

一、鞍川村5小久米村迄 三里

一、小久米村5能登堺迄 壱里三町五拾間

水見町5能登堺迄四里拾武町五拾間

但國堺5能登國ノ内見砂村迄三里武拾間坂節所

脇道 二ノ宮通

一、水見町5北八代村迄 拾五町

一、北八代村5能登堺迄 老里參拾五町

一、水見町5能登堺迄 四里拾四町但國堺5能登國ノ内二宮宿迄一里十

二町坂節所

脇道 石動山通

一、水見町5宇波村迄 武拾四町

一、宇波村5能登堺迄 壱里六町

水見町5能登堺迄老里三拾町但國堺5能登國ノ内所ノ口町迄二里

二四町坂節所

○越中國道程帳(道程表)

利波郡ノ内

今石動町5水見庄通り道筋

一、今石動町5島中村迄 道八、九尺

一、岩坪村5守山町迄 道八、六尺

今石動町5守山町迄四里拾町四拾八間

守山町5水見庄5川濱通之道筋 同断

一、守山町5古府村迄 道八、四尺

一、古府村5伏木村迄 壱里拾町拾武間

同断 濱通道八、相〇〇

七町四拾八間

同断 濱通道八、相〇〇

一、古府村5伏木村迄

一、伏木村5水見町迄 武里九町

一、水見町5北八代村迄 拾五町

一、北八代村5能登堺迄 老里參拾五町

一、水見町5能登堺迄 四里拾四町但國堺5能登國ノ内二宮宿迄一里十

二町坂節所

水見町より能登國へ越志雄通道筋

一、水見町より宇波村迄

武拾四町

一、水見町より鞍川村迄

道八、六尺
九町

一、宇波村より能登國界迄

同断
三里

一、鞍川村より小久米村迄

同六尺

一、水見町より能登國界迄

不自由ニ御座候

一、小久米村より能登國界迄

一毫里三町五拾間

一、水見町より能登國界迄

但國境より能登國ノ内所ノ口町迄武拾四町

一、東川と申川橋有長さ拾五間ハ、六尺高サ三間

大水ニテ橋落候モ歩渡り自由

水見町より能登國界迄四里拾武町五拾間

○加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覺書七 射水郡

但國界より能登國ノ内見砂村迄三町武拾間

○加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覺書七 射水郡

水見町より能登國ノ内見砂村迄三町武拾間

○加越能三ヶ國御繪圖被仰付候覺書七 射水郡

一、水見町より北八代村迄

道八、六尺
拾五町

一、水見北之橋と申橋長さ武拾七間ハ、九尺高サ武間

(中略)

一、五町

伏木村より国分村迄

一、武里町より拾四間

國分村より水見境迄

一、拾七町程

水見町間大數

但し御支配途ニ付達成可間難相如御座候ニ付見図書上申候

一、四町拾武間

水見町端より池田新村迄

一、拾町

池田新村より間島新村迄

一、八町拾三間

間島新村より阿尾村迄

一、拾四町

阿尾村より戸田村迄

一、拾七町

戸田村より小杉村迄

一、六町三拾間

小杉村より泊り村迄

一、拾六町拾八間

泊り村より宇波村迄

道八、六尺

水見町より能登國界迄四里拾四町

但國界より能登國之内二ノ宮宿迄毫里拾武町

水見町より能登國石動山越道筋

道八、六尺

一、八町武拾間

臨方村龍川5小境村迄
小境村5大境村迄

一、毫筋

放生津5伏木村迄道程式拾三町程漬手往還二而御座候

一、毫筋

大境村5姿村迄
姿村5中田村迄

一、毫筋
伏木村5岩崎通達村領水見町境迄道程三里五町八間程漬手
往還二而御座候

一、七町武拾間
一、拾六町拾四間
一、拾町三拾七間

中田村5中波村迄
中波村5中波村迄

一、毫筋
水見町端朝日村5能州子浦越境床鍋村迄往還道程三里拾四

町式拾九間程牛馬往来仕候

一、四町四拾四間
一、八町武拾武間
一、武拾町

臨村南緣5鹿島郡大泊村領境迄
中田村5中田村迄

一、毫筋
水見町端朝日村5能州荒山越境小瀧村迄往還道程三里拾九

町拾八間程牛馬往来不仕候

○宝曆十四年 射水郡之内草木產物川々沼田所等書上申候

一、毫筋
守山町5伏木村迄道程毫里武拾七町四拾四間程牛馬往来仕候

一、毫筋
守山町5佛生寺村迄道程式里三拾五町拾五間牛馬往来仕候

一、毫筋
二上村領舟渡場5羅村領水見町境迄道程式里武拾武町四拾

間程牛馬往来仕候

礪波郡岩坪村境5射水郡守山町迄道程式拾三町程牛馬往来
仕候

一、毫筋
守山町5伏木村迄道程毫里武拾七町四拾四間程牛馬往来仕候

一、毫筋
守山町5佛生寺村迄道程式里三拾五町拾五間牛馬往来仕候

一、毫筋
二上村領舟渡場5羅村領水見町境迄道程式里武拾武町四拾

間程牛馬往来仕候

一、毫筋

(中略)

○加越能三州地理志稿

海濱道 自能州鹿島郡界至本州射水郡脇村二町三十八間。脇村至中

波村十町二十八間。中波村至片貝村七町。片貝村至中田村三町。中

田村至姿村前至大境村十六町十四間。大境村

至小境村中川七町二十間。小境村中川至脇方村龍川八町二十間。龍

川至泊村前十六町十八間。泊村前至小杉村六町三十間。小杉村至載

田村中川十一町。載田村中川至阿尾村荒山岐路十四町。荒山岐路至

開島新村中橋八町十三間。開島新村中橋至池田新村十町。池田新村

至水見驛界首四町十二間。界首至水見驛中橋六町十六間。自能州界四

町六間 中橋至水見伊勢街七町二十五間。伊勢街至烏村岐路二十一

町六間。烏村岐路至太田村岐路三十町。太田村岐路至義經

放生津5婦負郡四方町迄道程三里八町程漬手往還二而御座候

一、毫筋
守山町5伏木村迄道程毫里武拾七町四拾四間程牛馬往来仕候

一、毫筋
守山町5佛生寺村迄道程式里三拾五町拾五間牛馬往来仕候

一、毫筋
二上村領舟渡場5羅村領水見町境迄道程式里武拾武町四拾

間程牛馬往来仕候

避雨所旁三町二十五間。避雨所旁至山下十三町五十一間。山下至國

分村五町二十三間。國分村至伏木驛五町百水見驛一里十六町四十間。

○増補大路水經

附記 上庄川筋岩瀬村領葛葉川御郡橋長四間 岩瀬村領老谷川御

郡橋長四間 日名田村領日名田川御郡橋長四間半 小久米村瀬御上

使往来日名田川御作事橋長七間 小窪村領御上使往来谷川御作事橋

長六間 新保村領御上使往来論田川御作事橋長十二間 新保村早借

村道路御郡橋長十三間 大野用水堰揚大鐵 泉村領御上使往来御作

事大橋長十三間 輓川村ヨリ加納村へ道筋御郡橋長十一間 水見町

端濱往来御作事北橋長廿二間 間島川筋間島新村中濱往来御郡橋

長二十間 阿尾川筋胡桃原村荒山往来御郡橋長八間 磯辺村荒山

往来御郡橋長七間 吉瀬村荒山往来御郡橋長十四間 阿尾村瀬往来

御郡橋長二十四間 海辺谷内川國分村瀬往来カコ川御郡橋長七間

國分村太田村領境瀬往来紅葉川御郡橋長五間

○五ヶ山大牧入湯道之記（越中道之記）

阿尾村、水見五半リ、磯伝ひ八丁。西五川流ル。橋十六間。

地氏ノ城跡也。村家ハ少し内二入、山ノ上又小坂ノ所々ニ有。北ノ

口二川流レ、橋十九間、此間坂。藏田村、此所ニモ川有。橋八間。

又是る荒山越、能州道磯伝ヒトノ道分也。此間山一ツ。小杉村、此

間山一ツ。治村、水見五一リ半。此間坂一ツ越。宇波村、此間濱通

り。鷹方村、水見五二リ。此二ヶ村ノ間、谷広ク巾半リニ、奥ヘ一

リモ有ベシ。又此二ヶ村ハ、家居セヨク、漁業セスル也。

小堀村、鷹方山越、此所ニ淨土宗大応寺（大榮寺）ト云有。

大堀村、小堀山越、此所ニ一向宗ノ寺有。又此村ノ八丁斗リ沖

二、小嶋有テ松生ズ、此次モ山越也。須賀田村（妻村）、水見五三リ。

廿八日泊。宿六太郎。此所浦辺ナレドモ漁セズ。百姓ノミ。冬ハ鏡

研ニ出ル。此辺旅ア鏡研ニ出ル也。浦辺ニ漁セヌ所多シ。（中略）出

ルト其儘キウ成坂越テ、中田村、此間モ山越、中波村、此間濱伝

ヒ。鷹村、此村迄越中也。坂ヲ登リテ上二谷有。此所越中、能州ノ

国境ナリ。

大泊村、水見五五リ。此所家一へん並ビニテ、長サ十五丁有。又

此冲三丁放レ平岩ノ鳴有。又此所大木木村迄公領御預ケ所也。仍

而高札立。

半リ冲ニ唐鳴有。廻リ半リニ鳴ニテ、弁才天鏡座。

朝日上日寺、朝日村、水見ノ西五丁、布勢湖ノ流レ。橋有、十六

間。本堂七間、焰魔堂三間。鎮守社等。門前銀杏ノ大木有。圓ミ六

七尋有ベシ。

間鳴村、水見五磯伝ひ八丁。西五川流ル。橋十六間。

阿尾村、水見五半リ、磯伝ひ也。此所ハ山出岬也。則此出崎、菊

口二川流レ、橋十九間、此間坂。藏田村、此所ニモ川有。橋八間。

地氏ノ城跡也。村家ハ少し内二入、山ノ上又小坂ノ所々ニ有。北ノ

口二川流レ、橋十九間、此間坂。藏田村、此所ニモ川有。橋八間。

又是る荒山越、能州道磯伝ヒトノ道分也。此間山一ツ。小杉村、此

間山一ツ。治村、水見五一リ半。此間坂一ツ越。宇波村、此間濱通

り。鷹方村、水見五二リ。此二ヶ村ノ間、谷広ク巾半リニ、奥ヘ一

リモ有ベシ。又此二ヶ村ハ、家居セヨク、漁業セスル也。

小堀村、鷹方山越、此所ニ淨土宗大応寺（大榮寺）ト云有。

大堀村、小堀山越、此所ニ一向宗ノ寺有。又此村ノ八丁斗リ沖

二、小嶋有テ松生ズ、此次モ山越也。須賀田村（妻村）、水見五三リ。

廿八日泊。宿六太郎。此所浦辺ナレドモ漁セズ。百姓ノミ。冬ハ鏡

研ニ出ル。此辺旅ア鏡研ニ出ル也。浦辺ニ漁セヌ所多シ。（中略）出

ルト其儘キウ成坂越テ、中田村、此間モ山越、中波村、此間濱伝

ヒ。鷹村、此村迄越中也。坂ヲ登リテ上二谷有。此所越中、能州ノ

国境ナリ。

大泊村、水見五五リ。此所家一へん並ビニテ、長サ十五丁有。又

此冲三丁放レ平岩ノ鳴有。又此所大木木村迄公領御預ケ所也。仍

而高札立。

半リ冲ニ唐鳴有。廻リ半リニ鳴ニテ、弁才天鏡座。

朝日上日寺、朝日村、水見ノ西五丁、布勢湖ノ流レ。橋有、十六

間。本堂七間、焰魔堂三間。鎮守社等。門前銀杏ノ大木有。圓ミ六

第6章 山崎城について

今回の調査により、山崎城は丘陵尾根にその地形を利用して築かれた山城であり、三ヵ所の郭を堀切などで防御した構造であることが判明した。しかし明確な遺構は確認できず、出土遺物も少ないとことから、戦争時などに一時的に使用されたものと思われる。

また第5章で示したように、近世には城郭東側の斜面に畠地があり、文化6年以前はその下の海岸線に沿って街道が通っていたこと、第4章で示したように、この斜面に古墳時代の横穴が残っていることから、中世においても近世と同様に、海岸線沿いに街道があったものと思われる。このことは、山崎城が水見から海岸沿いに能登に至る陸路、さらには海路をおさえる要地に立地していたことを物語っている。

最後に、文献史料を加えて山崎城を検討しておきたい。

阿尾地区が軍事的に緊張した時期として、14世紀中頃の觀応・延文（正平）年間と、16世紀後半の天正年間が考えられる。

まず、14世紀についてであるが、この時期の文献史料に山崎城は登場しない。しかし、「得田文書」¹⁾「天野文書」によれば、觀応3・正平7（1352）年に、桃井直信が木谷城を中心とした城郭に拠点を置き、能登の吉見氏頼と激しい合戦を繰り返しているのをはじめ、延文4・正平14（1359）年には、幕府に抗した越中前守護井上入道曉悟がやはり木谷城などを拠点として、能登勢に攻められている。これらの合戦は、阿尾周辺の地域で行われており（第19図）、出土遺物やその立地の重要性からみて、山崎城はこの時期に越中方の拠点として築城された可能性が高い。

次に、16世紀について検討してみる。まず近世の文献史料に山崎城に関するものがあり、下に示した。なお山崎城に関する文献は、今のところこの2点のみである。

i：山崎古城 去阿尾五六町良方蓋阿尾取手乎 一名水見城又名磯部城 磯部即水見ノ別名 古老云長筑前居天正十三年四月菊池十六郎安信居

（『三州城跡集』 吉岡宏編 江戸時代 [写は明治] 金沢市立図書館加越能文庫）

ii：水見辺井磯辺村辺ニ山崎之古城跡在之哉と御付札ニ御尋御座候得共先年より申傳茂無御座候

（『射水郡絵図之儀御答書』²⁾ 文化7年6月 金沢市立図書館加越能文庫）

iの史料は、山崎城の位置・性格・別名・城主について記したものである。

まず位置については、阿尾から五六町にあるとしている。山崎城は阿尾から北東方向に約500mのところに位置しており、これは正確な記述である。

次に城の性格について、山崎城は阿尾（城）の取手（支城あるいは出城）ではないかとしている。これについては後で検討する。

その次の別名であるが、“水見城”については同じ『三州城跡集』の山崎古城の次の項に「水



第19図 南北朝時代の文献にみえる城郭・地名（1/25,000）

見古城 当氷見ノ西 其先狩野中務居…」とあるように、飯久保城の別名であったり、氷見市街西側の朝日山に残る堀切周辺に想定されたりして、山崎城以外にもこの名前が使用された例がある。一方磯辺(部)は、阿尾川中流の森寺(湯山)城北側の地名であり、山崎城とはやや離れたところである。また磯辺が氷見の別名というのは地誌的ではまらない。これら山崎城の別名については、さらに検討を要する。

最後に城主について、長筑前とあるのは天文年間の森寺城主だったとされる長沢(曾)筑前守光国のことであろう。しかし山崎城在城については信憑性が薄い。また菊池十六郎安倍(信力)は、阿尾城主菊池武勝(右衛門入道)の子と伝えられる。

天正12(1584)年の能登末森合戦以後、佐々成政と前田利家の対立が本格化するなかで、氷見地城は越中方の最前線として緊張が高まった。利家は、同年11月に阿尾城主菊池武勝に帰属の誘いをかける一方、翌年2月には宇波村助右衛門門にて越中乱入の際の馳走を求めて、その在地を安堵している。同4月には前田安勝が宇波村百姓中あてに、再び越中乱入の際の馳走を求めて、先の利家の印判の趣旨を安堵している。このような情勢の中で、宇波から海岸沿いに阿尾へ攻め入る場合の阿尾城下町の北の守りとして、山崎城が重要になったのではないだろうか。出土遺物では、確実にこの時期にあたる資料は認められないが、A郭北側の虎口はその形態からこの時期の造作の可能性があろう。そうすれば、山崎城が阿尾城の取手であるとしたり、また天正13年4月の段階で、武勝の子十六郎が居城していたとする i の記述も、ある程度信憑性を認めることができるであろう。

しかし、その後すぐに菊池氏は前田方に寝返ったと思われ、天正13年(1585)年7月には、利家が武勝に対して所領などの安堵の起請文を発している。⁹⁾したがって、山崎城は戦いのないまま短期間でその役割を終えたものと思われる。iiの史料は、射水郡絵図に関連して加賀藩が地元に尋ねたことに対する回答のひとつであり、氷見・磯辺あたりに山崎城跡があるかとの間に、そのような申し伝えはないと言えたものである。このように山崎城は地元でも早くにその存在を忘れられ、現代に至ったものと思われる。

註

- 1)『富山県史』史料編II中世 327・334・367号文書
- 2)本史料は、「射水郡絵図面ニ書入可仕所々 無之書入難仕分出記上申帳」に所収されている。なお同様の記述は、加越能文庫『加越能三ヶ国御絵図被仰付候覚書七』にもある。
- 3)高岡 徹 1990 「氷見南部地域における中世山城とその性格」『富山市日本海文化研究所紀要』第4号
- 4)児島清文 1977 「湯山城私考」「富山史壇」第66号 越中史壇会
- 5)『富山県史』史料編III近世上 108号文書
- 6)『富山県史』史料編III近世上 115号文書

- 7)『富山県史』史料編Ⅲ近世上 119号文書
- 8)高岡徹氏の教示による。
- 9)『富山県史』史料編Ⅲ近世上 121・126号文書
- 10)なおこの史料では、山崎城の所在を「氷見・磯辺」に限って尋ねているため、iの史料を元に加賀藩が尋ねたとも考えられる。したがってiの資料は文化7年以前の可能性がある。
また山崎城は近年に至るまで地元に伝承ではなく、戦後になってiの史料を基に児島清文氏が初めて確認し、昭和58年発行の『氷見市遺跡地図』に遺跡として登載された。

参考文献

- 富山県 1975 『富山県史』史料編Ⅱ中世
富山県 1980 『富山県史』史料編Ⅲ近世上
富山県 1982 『富山県史』通史編Ⅲ近世上

図 版



山城跡空中写真



山崎城跡遠景（南西から）



山崎城跡（東から）



山崎城跡（西から）



山崎城跡（北西から）



△作業風景（C郭）



△作業風景（堀切2西側）



△作業風景（A郭）

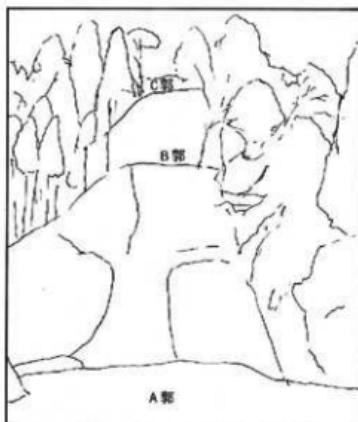


C郭からA郭方向を見る





A郭からC郭方向を見る





A郭（北から）



A郭（北から）



堀切Ⅰ（北東から）



堀切Ⅰ断面（西から）



集石状遺構（西から）



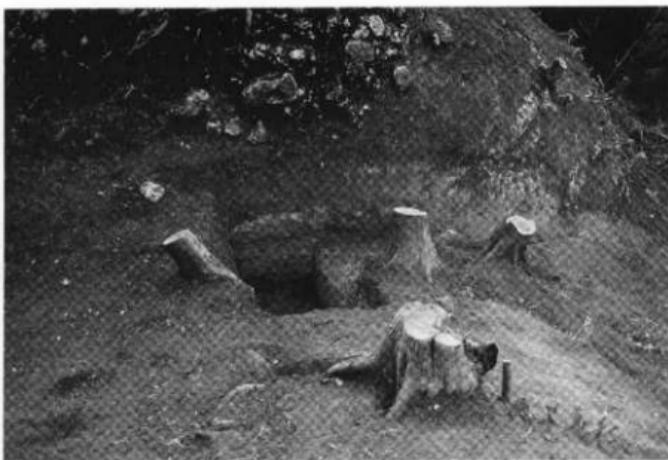
虎口（北から）



堀切 2 (北から)



堀切 2 断面 (西から)



堀切 3 (北から)



堀切 3 断面 (西から)



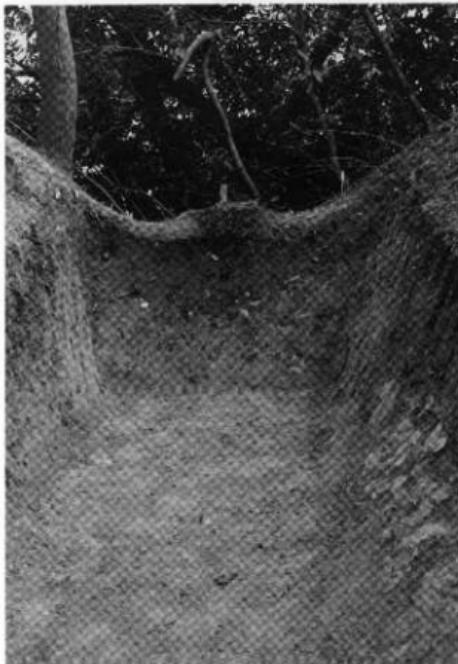
C 郭南西斜面（西から）



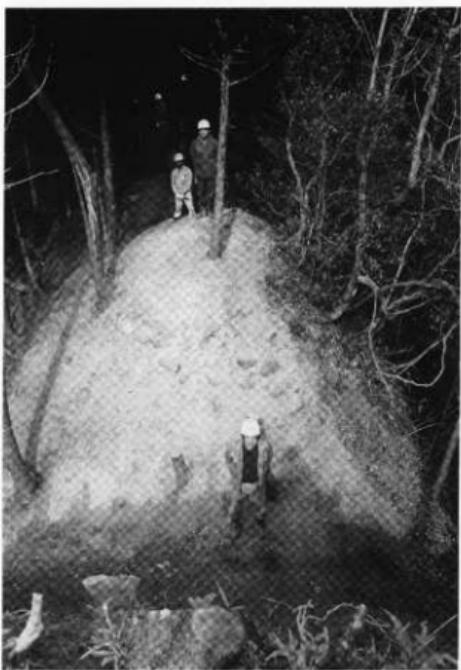
手前から堀切 5・4（西から）



堀切 4 (南から)



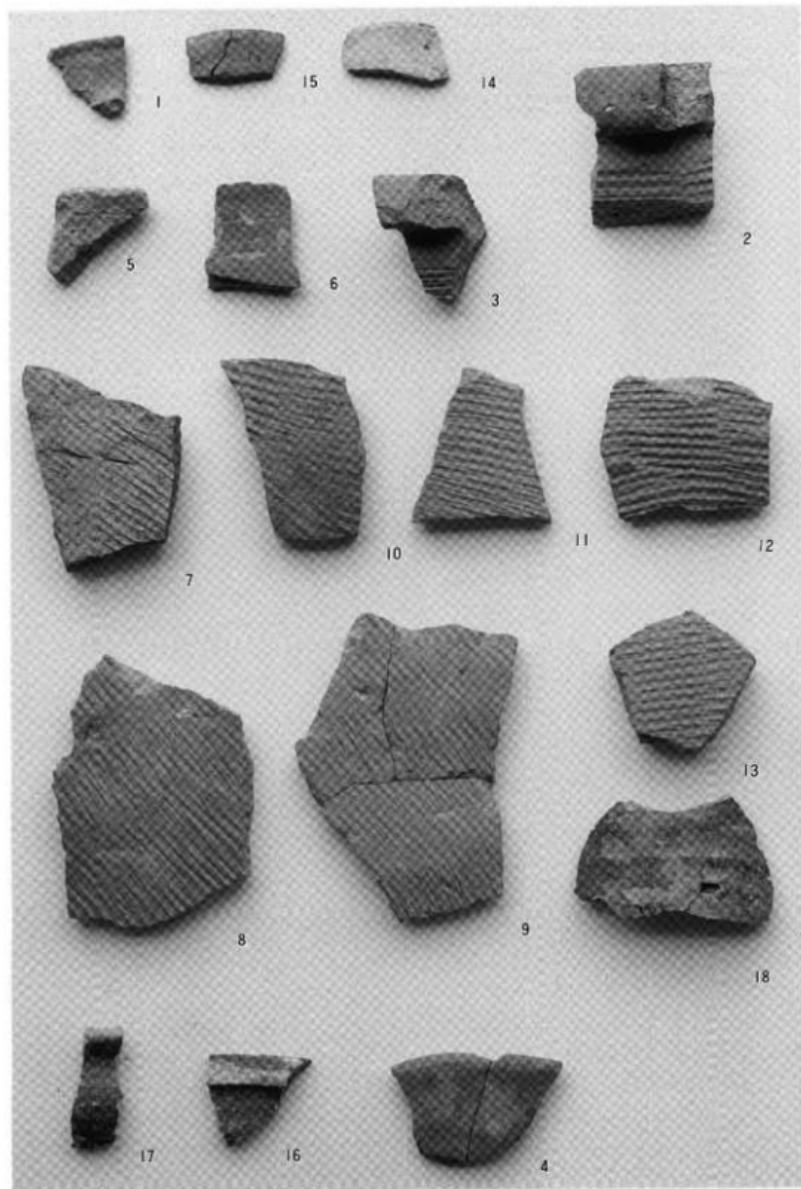
堀切 4 断面 (南から)



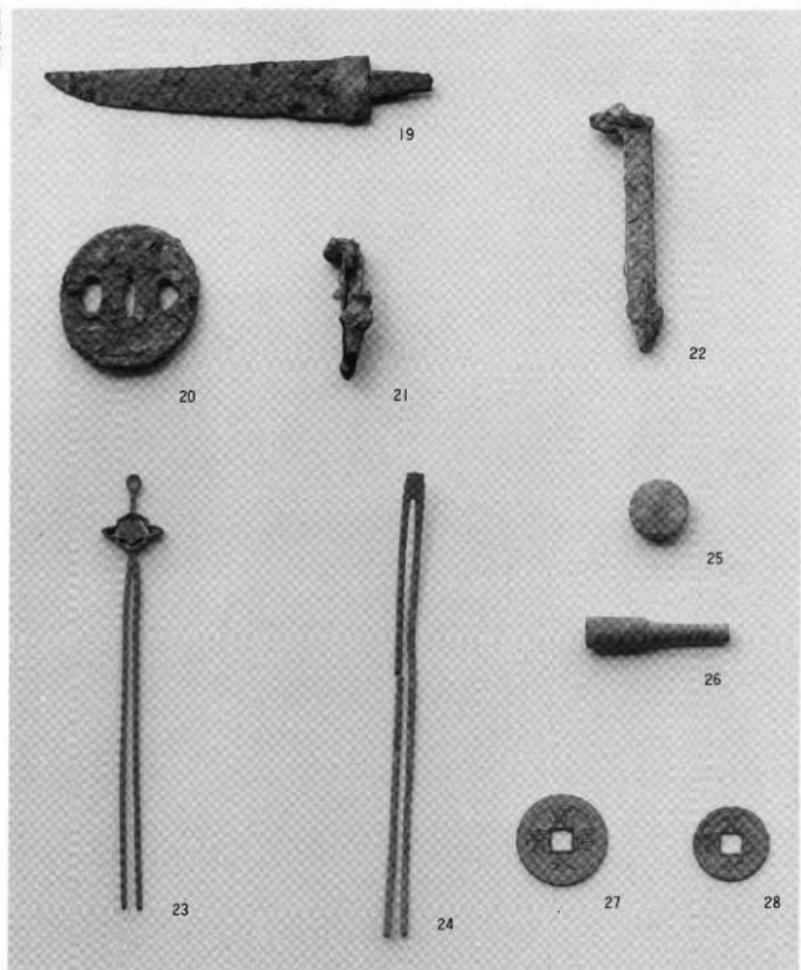
掘切 4 (東から)



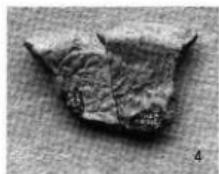
C 郡から A 郡方向を見る



山崎城跡出土遺物 (1/2)



山崎城跡出土遺物（1/2）





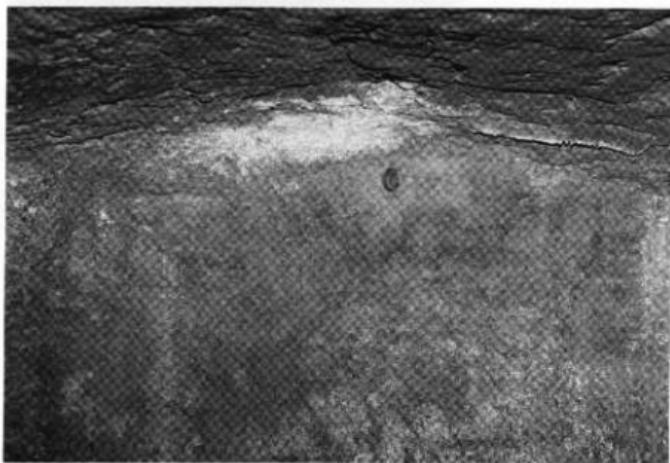
阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴遠景（東から）



阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴奥道入口（東から）



阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴玄室内（西から）



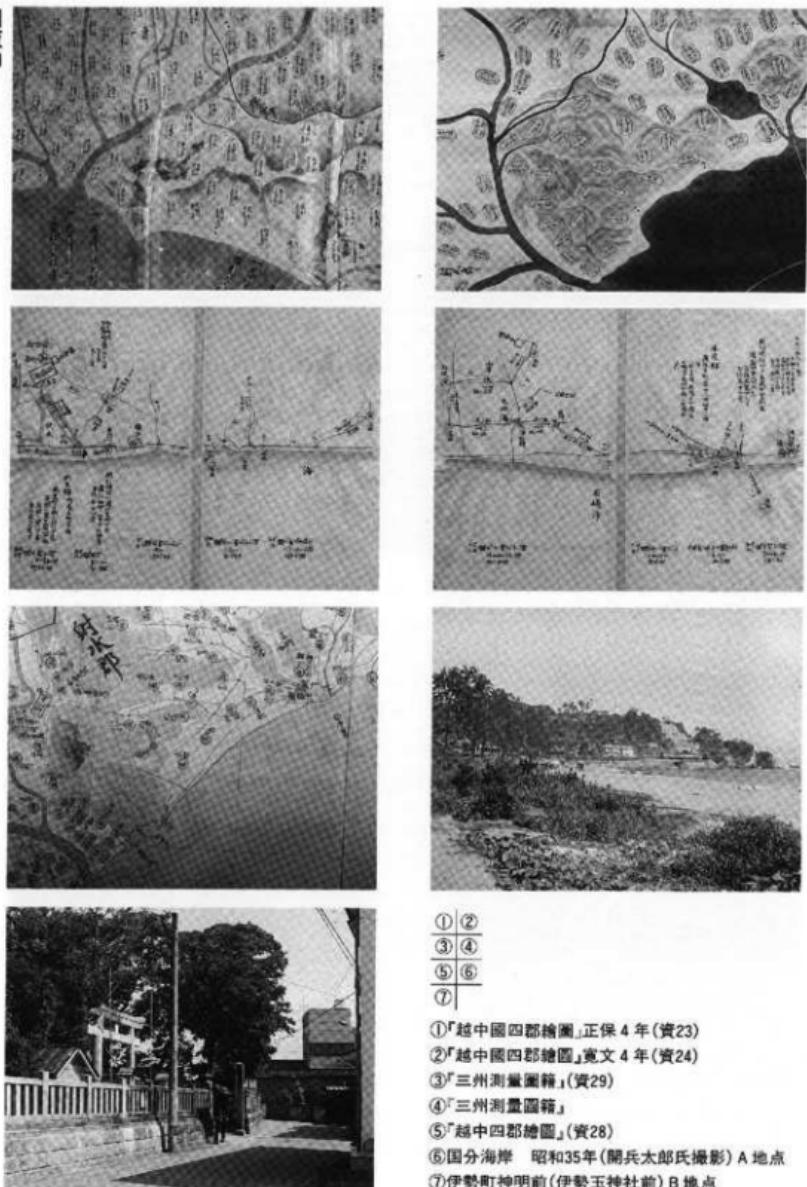
阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴玄室奥壁（東から）



阿尾瀬戸ヶ谷内第4号横穴排水溝（東から）

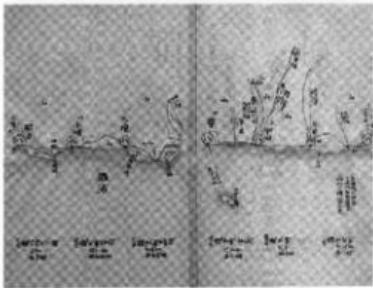
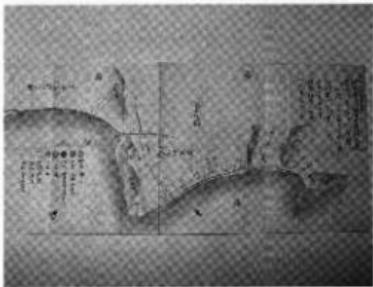
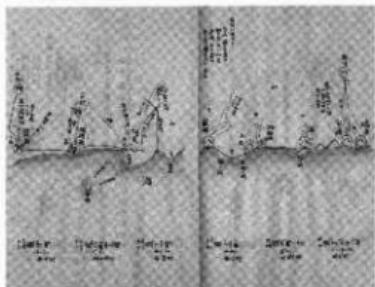
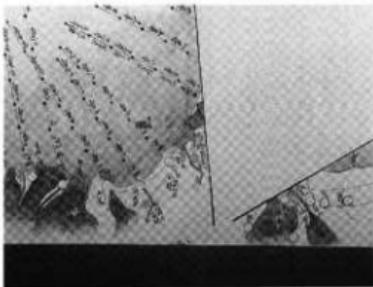


阿尾城跡から山崎城跡C郭を臨む（南から）



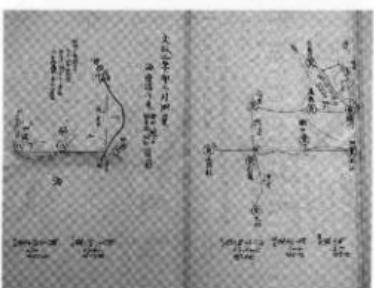
- | | |
|---|---|
| ① | ② |
| ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ |
| ⑦ | |

- ①「越中國四郡繪圖」正保4年(資23)
- ②「越中國四郡繪圖」寛文4年(資24)
- ③「三州測量圖籍」(資29)
- ④「三州測量圖籍」
- ⑤「越中四郡總圖」(資28)
- ⑥国分海岸 昭和35年(開兵太郎氏撮影) A地点
- ⑦伊勢町神明前(伊勢玉神社前) B地点



- | | |
|---|---|
| ① | ② |
| ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ |

- ①「越中國四郡繪圖」正保 4 年
- ②「越中國海邊筋村建等分間繪圖」(資43)
- ③「三州測量圖籍」
- ④「射水郡八代組阿尾村領海邊變地所岸締分間繪圖」(資45)
- ⑤脇方から小境への旧道 C 地点
- ⑥「三州測量圖籍」



①	②
③	④
⑤	⑥

- ①「越中四郡繪圖」
②虹ヶ島から「鵜泊ヶ崎」「宮殿」を臨む D 地点
③中田から中波への旧道 E 地点
④「三州測量圖籍」
⑤「射水郡海岸圖」(質31)
⑥脇から大泊への旧道 F 地点

平成4年3月25日 印刷
平成4年3月31日 発行

水見市埋蔵文化財調査報告第13冊
水見バイパス関連遺跡調査報告 I

一山崎城跡一
—阿尾瀬戸ヶ谷内横穴群—

編集・発行 水見市教育委員会
〒935 富山県水見市本町4-9
☎0766(74)8215
印 刷 株式会社アヤト